

平成28年6月15日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	10 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	11 番	松本末治
3 番	樋口作二	12 番	徳村博紀
4 番	中村和典	13 番	福井正
5 番	松田義太	14 番	松尾征子
6 番	中村一堯	15 番	光武学
7 番	稲富雅和	16 番	松尾勝利
9 番	角田一美		

2. 欠席議員

8 番 勝屋弘貞

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	有森弘茂
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
企	画	土	井	正	昭
企	画	寺	山	靖	久
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	川	原	逸	生
福	祉	橋	村	直	子
保	険	田	崎		靖
農	林	中	島	憲	次
産	業	橋	口		浩
農	業	江	口	清	一
商	工	山	浦	康	則
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	栗	林	雅	彦
水	道	小	野	原	隆
教	育	染	川	康	輔
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成28年 6 月15日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第 2 報告第 2 号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）（報告）
- 日程第 3 報告第 3 号 平成27年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について（報告）
- 日程第 4 報告第 4 号 平成27年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第 5 報告第 5 号 平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第 6 報告第 6 号 平成28年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告）
- 日程第 7 議案第41号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第 8 議案第42号 専決処分事項の承認について（平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第 7 号））（質疑、討論、採決）
- 日程第 9 議案第43号 専決処分事項の承認について（平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 議案第44号 専決処分事項の承認について（平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））
- （質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第45号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- （質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第48号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第49号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第50号 鹿島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

- 日程第14 議案第51号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第15 議案第52号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）
- 日程第16 請願上程
請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願（常任委員会付託）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。有森事務局長。

○議会事務局長（有森弘茂君）

それでは、諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がございました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第53号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。それでは、御説明を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は補正予算1件でございます。

それでは、議案第53号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に40,000千円を追加し、補正後の総額を13,692,398千円といたすものでございます。

補正の内容といたしましては、ふるさと納税寄附金について申し込みが増加をしております。予算を大幅に上回ることが見込まれるため、歳入では寄附金を増額計上し、歳出では返

礼品等の必要経費や積立金の増額を計上いたしております。

以上、追加提案いたしました補正予算について説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

日程第2 報告第2号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 報告第2号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

おはようございます。それでは、報告第2号 専決処分事項の報告について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、事故による損害の賠償、事故の内容は消防用ホースによる車両損傷事故でございます。

事故の発生年月日は、平成28年2月13日でございます。

場所は鹿島市大字音成、鹿島市消防団七浦分団第6部1班の消防車庫付近でございます。

事故の概要ですが、消防車庫併設のホース乾燥ポールに干していた消防用ホースが強風にあおられたことにより結束ロープに緩みが生じ、付近に駐車していた損害賠償の相手方の車両に接触し、フロントガラスを破損させたものでございます。

破損部分については修理を行い、平成28年4月20日に示談が成立し、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、専決処分をいたしました。

また、相手方の損害賠償金額100,559円は、全て全国市有物件災害共済会の保険金で賄っております。

消防団本部役員会を通じ、今後このようなことのないよう十分注意するよう指導をお願いしたところでございます。

以上、報告いたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．報告第3号 平成27年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

報告第3号 平成27年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成27年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

今回の報告は、平成27年度に継続費として議決いただきました1事業につきまして、平成27年度中に執行できなかった事業費を法令の規定により翌年度へ逡次繰り越しを行ったものでございます。

3ページの継続費繰越計算書をごらんください。

9款1項の防災情報伝達システム整備事業は、継続費の総額が366,698千円で、そのうち平成27年度の予算計上額が216,698千円、27年度中の支出済額が1億円で、残額の116,698千円を平成28年度へ逡次繰り越すものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．報告第4号 平成27年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

報告第4号 平成27年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の4ページのほうをお願いいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

繰越明許費とは、一般的に繰越事業と言われるものでございまして、平成27年度の予算のうち、諸般の事情により予算の一部を平成28年度に繰り越して執行するものでございます。

繰越明許費は予算の一部として議会の議決が必要となっております。本市の場合は例年3月議会において、補正予算の一部として提案し、議決をいただいているところでございます。

5ページをお願いいたします。

それでは、繰越事業について簡単に御説明いたします。

繰越理由につきましては、12月、3月の議会で補正予算としてあわせて御説明いたしておりますので、今回は平成27年度の収支の出納閉鎖を終えまして繰越額が確定いたしましたので、繰り越しの金額についてのみ御説明いたします。

まず、表の見方でございますが、左から款、項、事業名、その次の金額は12月または3月の議会で議決いただいた繰越額の上限額でございます。次の翌年度繰越額が平成27年度から28年度へ繰り越した確定額でございます。

次の欄の既収入特定財源につきましては、平成27年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額でございます。

次の国庫支出金からその他までの4項目につきましては、平成28年度に収入見込みの特定財源を種類別に区分したものでございます。

一番右の一般財源につきましては、事業費のうち市が一般財源として負担する金額となっております。

それでは、上から順に御説明いたします。

ナンバー1の情報システム管理経常経費、情報セキュリティ強化対策につきましては、繰越上限額が金額欄にありますように26,936千円、その全額を平成28年度へ繰り越しいたしております。財源内訳は表のとおりでございます。

ナンバー2の情報システム管理経常経費のうち、番号カード関連事務委任交付金につきましては、上限額8,865千円に対しまして7,292千円を。

ナンバー3の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業は、上限額111,960千円に対し、その全額を繰り越しいたしております。

ナンバー4の地域密着型サービス施設等整備事業につきましては、上限額46,026千円に対し、その全額を繰り越しいたしております。

ナンバー5の子ども・子育て支援システム改修事業は、上限額256千円に対しまして、その全額を。

ナンバー6の地域農業水利施設ストックマネジメント事業、鹿島地区につきましては、上限額7,100千円に対して、その全額を繰り越しいたしております。

ナンバー7の地域農業水利施設ストックマネジメント事業の鹿島市土地改良区分につつま

しては、上限額390千円に対して、その全額を。

ナンバー8の県単農林地崩壊防止事業は、上限額1,400千円に対し、事業が完了いたしましたので、この事業について繰越額はございません。

ナンバー9の佐賀県漁業者経営構造改善事業は、上限額270,593千円に対し、その全額を。

ナンバー10の観光プロモーション事業は、上限額22,154千円に対し、その全額を繰り越したしております。

ナンバー11の肥前浜宿創生プロジェクト事業は、上限額6,600千円に対して、その全額を繰り越したしております。

6ページをお願いいたします。

ナンバー12の辺地道路整備事業は、上限額18,348千円に対し、18,188千円を。

ナンバー13の社会資本整備総合交付金事業は、上限額9,182千円に対し、その全額を繰り越したしております。

ナンバー14の中木庭ダム周辺整備事業は、上限額16,390千円に対し、5,277千円を。

ナンバー15の下水道施設管理事業は、上限額7,000千円に対し、6,000千円を繰り越したしております。

ナンバー16の新世紀センター建設事業は、上限額774,241千円に対し、その全額を。

ナンバー17の防災情報伝達システム整備事業は、上限額384,420千円に対し、その全額を繰り越したしております。

ナンバー18の小学校プール整備事業は、上限額160,000千円に対し、114,604千円を繰り越したしております。

この結果、合計欄の1,871,861千円が12月または3月議会で議決いただいた18事業の繰り越し上限額でございまして、その右の1,811,219千円が平成28年度へ繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

日程第5 報告第5号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 報告第5号 平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

報告第5号 平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明をいたします。

議案書は7ページからでございます。7ページをお開きください。

先ほど説明がありましたように、一般会計と同じように公共下水道事業特別会計におきましても3月議会におきまして諸々の事由により次年度へ繰り越す事業がございましたので、事由等を御説明いたし、議会の議決をいただいたものでございます。

それでは、7ページでございますが、報告第5号 平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告いたすものでございます。

8ページをお開きください。8ページでございます。3件の繰り越しを行っております。

まず、公共下水道費の公共下水道建設費、小舟津汚水準幹線管渠築造工事でございます。繰り越しの上限額は51,732千円、翌年度に繰り越します金額は51,732千円で全額を繰り越しているところでございます。

財源の内訳は右のとおりでございます。

なお、既収入特定財源につきましては、公共下水道の場合、受益者負担金を充てるのが通例でございましたので、既収入特定財源には受益者負担金を充てているところでございます。

次に、公共下水道費、公共下水道建設費、馬渡汚水準幹線管渠築造工事でございます。

これは14,544千円の上限額をお願いいたしておりました。そのうち翌年度に11,451千円を繰り越させていただいております。右に財源の内訳がでございます。

最後に、公共下水道費、公共下水道建設費、納富分汚水準幹線管渠築造工事で10,650千円の上限額をお願いいたしておりました。そのうち10,434千円を繰り越しいたしておりました。

合計いたしまして76,926千円の繰越限度額に対しまして76,617千円を繰り越させていただいているということを御報告申し上げます。

以上、繰越明許費の報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

日程第6 報告第6号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6．報告第6号 平成28年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、議案書と別冊、平成28年度鹿島市土地開発公社事業計画により御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。

それでは、議案書の9ページのほうをお願いいたします。

報告第6号 平成28年度鹿島市土地開発公社事業計画について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

別冊の平成28年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたします。

鹿島市土地開発公社につきましては、昭和48年に設立し、市の事業と連携しながら事業を推進して本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。現在、全ての保有地を売却し、大型の用地取得を伴うような事業が一段落しております。今年度は公社を維持していく必要最小限の予算を計上いたしております。

事業計画書の1ページをお開きください。

平成28年度の収支予算総額は、113千円といたしております。

2ページをお開きください。

収入支出の内訳でございますが、収入は、事業外収入としまして定期預金や普通預金の利息収入113千円を見込んでおります。

支出につきましては、公社を維持していく必要最小限の経費を管理費として113千円を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。

公社の資金計画でございます。左の受け入れ資金につきましては、事業外収入と前年度繰越金を加え36,837千円でございます。

支払資金は、予算の支出と同額の113千円でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書でございます。収入のうち、利息収入113千円は定期預金利息でございます。前年と同額で計上いたしております。

5ページをお願いいたします。

支出の内訳になります。旅費、需要費、負担金等の必要最小限の経費を計上いたしております。

なお、この事業計画につきましては、去る3月22日に開催いたしました鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいたものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第6号は終わります。

お諮りします。議案第41号から議案第52号までの12議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号から議案第52号までの12議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第7 議案第41号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7、議案第41号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第41号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

議案書の10ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

11ページは専決処分書でございます。

国において地方税法施行令の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布され、その一部が4月1日から施行されたことに伴い、平成28年度の賦課期日に対応するため、本市も3月31日で必要な条例の改正を行ったところでございます。

12ページは条例改正の内容でございますが、議案説明資料の3ページにて御説明をいたしますので、説明資料をごらんください。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の適正負担を図るために限度額を改正し、また、低所得世帯の軽減を拡充するものでございます。

まず、1点目は賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税のうち、医療分の上限を現行「520千円」を「540千円」、後期高齢者支援金分の上限を現行「170千円」を「190千円」と増額いたすものでございます。

介護納付金分の上限については、今回変更なく「160千円」でございます。

2点目は国民健康保険税の軽減措置の拡充でございます。

国民健康保険税については、低所得者の負担軽減を図るために世帯員1人当たりに課税される均等割額と1世帯当たりに課税される平等割額を世帯主及び国保世帯員の所得及び国保の世帯員数によって軽減をしています。

今回の改正では説明資料のとおり、5割軽減と2割軽減の判定所得を見直すものでございます。5割軽減については、現行の判定所得が330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者、これは国保から後期高齢者医療制度へ移行した被保険者で継続して同一の世帯に属する者をいいます。合わせまして1人につき260千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正では加算額を265千円とするものであります。

次に、2割軽減については、判定所得が330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき470千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正では加算額を480千円とするものでございます。

5割軽減、2割軽減ともその判定所得が増額になることにより、国民健康保険税の軽減の拡充となるものでございます。

資料1ページから2ページは新旧対照表、4ページには鹿島市の国民健康保険税を区分ごとに改正前後の税率及び賦課額等の一覧表を載せておりますので、参考にごらんください。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項の承認につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま説明をいただきました国民健康保険税条例の一部改正についてですが、まず私はいつも申し上げておりますが、こういう大事な案件をいろんな期間の問題はあったにしても十分に議論をするというんじゃなくて専決処分ですとやるということ自体については、いまだ疑問を持っています。

お尋ねをしていきたいと思いますが、今回の改正によりまして、年額、総額の40千円の増額ということになります。本当にこの40千円の増額というのは大変なものだと思います。お尋ねをしたいと思いますが、まず今、鹿島市の国保の加入世帯というのが約5,000世帯ですか、5,000、もう切っていますね、そういう状況になると思いますが、そういう中でも、非常に大変なのは払うことができずに滞納世帯なども多いということですね。

今までも7割、5割、2割の軽減がっております。まずお尋ねしますのは7割、5割、2割の軽減世帯が全部で幾ら、何世帯あるのか、まずお答えください。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

国保の加入の世帯数、年間平均現在4,218世帯でございます。平成27年度の7割軽減が1,317世帯、5割軽減が771世帯、2割軽減が534世帯、合わせて2,622世帯が軽減の対象になっておられます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまのお答えを聞きますと全世帯の半分以上、軽減世帯が半数以上になると思いますが、この中で滞納世帯がどれぐらい何世帯というのがわかれば何世帯、何%でもいいですが、どれぐらいあるのか、軽減世帯の中の滞納世帯。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

7割、5割、2割軽減世帯でどのくらいの滞納世帯がいらっしゃるかということでございます。

私も軽減世帯でどれくらいの滞納の方がいらっしゃるかというのはちょっとつかんでおりませんが、しかしながら、2,000千円以下もしくは以上ということで御答弁をさせていただきたいというふうに思いますが、2,000千円以下の世帯で滞納世帯というのは約15%でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、軽減世帯の中の滞納世帯はわからないということですが、本来ならそこまで出しておくべきじゃないですかね。

それから、2,000千円以下で15%、私は非常に高い地位を示していると思います。これまでも何度も申し上げてきておりますが、国民健康保険税が非常に高いということで市民の人たちが悲鳴を上げているというのは、これはもう変わりありません。ますます大変な状況になっているというのはわかります。これはただ単に鹿島市の保険税が高いというだけやなくて、今のやっぱり経済状況の中で、そういう状況が生まれてくるのは当然だと思いますが、特に鹿島市の場合は保険税が高いというのは収納率から見てもそれが私はわかるんじゃないかと思えます。

ここに資料がありますが、26年度で見ますと佐賀県の平均収納率が94.39で鹿島は91.80、平成25年は佐賀県が93.74に対して89.19という収納率もよそより低いということはね、やっぱりそれだけ納められない人が多いということだと思えるんですね。

そういう面からいきますと、確かに今、鹿島市の国保会計というのは非常に厳しい状況にあるということはわかりますが、しかし、だからと言って、ただそれを単に、これなんか特に限度額というのは上からの流れもありますが、そのまま市民に割り当てていいのかというと、私は、これはやっぱり許せないことだと思えるんです。

また、お尋ねをしますけれども、今回限度額が上昇することによって、金額的にどれくらいの影響が出るんですか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

今回、賦課限度額の改正を行った世帯、所得が高い世帯に負担の均衡を図るということでお願いをする部分でございますけれども、影響の見込みにつきましては、233世帯、4,790千円ということで見込んでおります。（「それは減額の方ですか」と呼ぶ者あり）限度額の改正で上限額が上がったことに対する影響をされる世帯と金額になります。

○議長（松尾勝利君）

指名をしてからお願いします。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、限度額がここまで上がることで、233世帯の数字は幾らとおっしゃったですかね、金額が（「4,790千円」と呼ぶ者あり）4,790千円、はい。ということですね。私は思いますかね、今の国保財政が厳しい中で、それこそどうしたらいいかというふうないろんな策も練られておると思いますが、今後の国保運営についてもいろんな問題があると思うんですがね、私はこの4,790千円という金額、これについてやっぱり今のような経済状況ですから、市として何らかの方法を考えなくちゃいけないんじゃないかと思うんですね。

今回あとの議案にありますね、例えば、地方交付税なんか年度末に入ってきますね、今度補正で出してありますが、それを建設基金にほとんど積み立てられるというふうな現状にあるわけですね。だから性質が違うので、それをこれに回せということはね、単純にはできないということはわかっております。ただ、そういうことじゃなくてね、やっぱり今のような状況の中、4億円とか40,000千円という数字じゃございませんので、例えば、約5,000千円ですね、この金額を一般会計から繰り入れてでも何とか市民の皆さんの今の現状を和らげていくというふうな、そういうことだって私は考えられるし、考えなくてはならないと思うんですよ。

本当に今、これは第1次産業だけじゃないですね、商店もそうです、働く人たちもそうで

すがね、非常に厳しい中で生活しているわけですね。商店街だって、きれいに改築をして飾り立てていいように見えますが、中のほうに入ってみますとね、本当に火の車ですよ。皆さんこの状況の中で、鹿島の中で、商店でもうけてもうけてたまらんばいというふうな店があるでしょうか。国保税についてもね、もう借りてきて払うたばいという人もいらっしやいます。払わんばらんとわかっつばってん、頭痛めたばってん、もうどがしゅうなかけん払わんでいっちょったと、そういう人もいらっしやるんですよ。こういう中でさらに限度額を上げて、こういう軽減措置もありますよと言ったってそこに該当しない人もある。ぎりぎりの線の人たちって、もっと大変なんですよ。

そういう現状の中ですので、こういうときこそ一般財源からの繰り入れをして何とかこのような状況を救っていくということを私は今考えないと、それこそますます滞納世帯だってふえてきますし、滞納額だって上がっていくと思うんですよ。

今回、幸いといいますか、来年4月からの消費税の増税というのは先延ばしになったわけですが、このようなことがずっと起きてくると、もう本当、市の財政のパンクの前に市民の暮らしがパンク状態ですよ、そういうことを私は考えるわけですけど、どうなんですかね、そういうそれこそ温かい市民のための市政だと思いますが。財政関係がいいですか、市長のほうからがいいですか、お答えいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

国保の関係について、総論的な御質問があったと思いますので、私のほうからまずお答えをしておきますが、国保については私何度も同じことを言っていると思いますが、持論がございましてね、国保だけを地方自治体が抱えて特別会計で運営するのはもう難しいということはずっと申し上げておるはずなんですよ。だから、できれば広域、本当はいろんな共済も一本にしたほうが、日本国民として生まれた以上、同じような処遇を受けるべきだということは常々申し上げておきました。ただ、今回のことで少しその話と違いますのは、まず鹿島市が一般会計で運営しているという部分について、赤字の可能性が今見られるわけですよ。ただ、今回の限度額の引き上げとさっき話がありました減免の話は、全国的に同じレベルでやりましょうねということでございますから、たまたまそれで鹿島が赤字が出るとすれば、恐らく議論するとすれば、トータルで鹿島市の国保の運営のあり方を議論するという場面でやったほうがいいんじゃないかと私はそう思っております。何かのある措置を講じたときに、急にそこに穴があいたからそれを一般会計で埋める、これはもう特別会計のルールを逸脱した話ですから、これはそういう場面で議論したほうがいいと思います。

なお、せっかくの質問ですからお話をしておきますと、収納率はだんだん上がってきております。これはちょっと比較してお話ししないとわかりにならないと思いますが、鹿島市

は非常にこの数年前までは悪かったです。ただ、隣の町は物すごくよかったです。この原因が何か特別の理由があるとは思えないということなので、税務当局が頑張ってくれまして収納率は上がってきております。だから、議員がおっしゃっていることだけが実態を反映しているとは思えない部分もございます。

ただ、国保の場合にも赤字が仮に支払った医療費で発生するとすれば、それはかかったものなんですよ、今からかかるんじゃないかと、その手当てですから。今、全国的に国保の運営については非常にづらい町がふえておりますので、みんなで国のほうに何とかしてもらえないかというのをお願いしておりますし、佐賀県の場合は30年に一緒になるということがもう目に見えていますから。だから、それに向けて今いろんな方策を考えております。その中で恐らくお話があったようなことも一つの対応として考えられると思います。

今回のことについては、それとやや場面が違うんじゃないかと思っておりますので、そういう観点から御審議をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

市長から返ってくる答弁は大体今まで同じ、確かにそうでしょう。いろんな問題があって解決できない問題は広域で考えたり、いろんなことをせんといかんとと思いますが、しかし、今市民の暮らし、今の足元をどうするかということ、ここも大事なわけなんですよ、ここを解決していかないとね、本当に鹿島市を守っていく、市民の暮らしを守っていくことにならないですよ。それが解決してからということになりますとね、もうそれまでに市民の暮らしはどうなるかわからないですよ。現実的にそうなんですよ。

だから、ほかにもいろいろあると思っておりますよ、特別会計いろんなことがあると思っておりますよ。しかし、特にこの国保会計については、市民の多くの人たち、半数世帯の人たちがこれに加入をしていて、そして、これで長い間苦しめられてきている、ますます大変な状況になってきている、そういう今、状況下にあるわけですよ。だから、私は何としても今回、約5,000千円の金額ですのでね、一般財源からの繰り入れをしてでも、この人たちの国保税の軽減をしていくと、限度額をそのままにしておくというようなそういう対応をしてもらいたい。

5,000千円のお金がないとは言えませんよ。いろんなところに使っているんじゃないですか。もう細かくは言いませんがね。これをやっぱりしなくちゃね、本当に市民の暮らしを守っていくという仕事にはならないと思っておりますよ。形だけ、格好だけ、体裁だけどんなにつくたってね、市民は食っていけないんですよ。やっていけないんですよ。そういう状況ですよ。

それから、先ほど収納率はだんだん上がってきていますとおっしゃいました。確かにこの資料を見ても上がっていますよ。この収納率が一番上がっているのは職員さんたち

が頑張っ頑張っ頑張られた結果の私は数字だと思いますよ。市の所得が上がったから収納率が上がったんじゃないくて、本当に朝早くから行かれたときもあるでしょう、夜遅く行かれたときもあるでしょう。本当に払えないところに行くのは大変だと思いますが、仕事として頑張っこられた結果がこういう形になっていると私は思うんですよ。

それはそれとして、それだけ市民の人たちは苦しめられているわけですよ。だから、私は何としてもこの約5,000千円の金額、数字、何とかならないのかと、実際財布を握っている財政担当の方、お答えをいただきましょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

御指名ですので、お答えいたします。

あくまで特別会計の意義ですね、国保会計と申しますのは、あくまで国保会計の中で収支を合わせていく。ですから、国保会計にかかるお金は国からいろんな場を含めまして、国保税の中でやりくりしていくというのが大前提でございますので、一般会計の繰り入れを行うというのは異例中の異例でございますので、その旨、制度的にそういうふうになっていきますので、御了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かにね、そういうことだと思いますよ、異例の異例だと思いますよ。しかし、市民の暮らしは、まさに異例の異例のような状況になっているんですよ。そこに対応していかなくちゃいけないわけですよ。だから、ぜひその辺を考えて、鹿島市以前、絶対一般会計から繰り入れできないと言いながら、やったことあるでしょう、これはね。それは、はっきりしていますよ。だから、繰り入れできないことないわけです。それも何千万円のお金やないわけです、今回ですね。ぜひそういう面で、私は市民が少しでも安心できるような、そういう対応をしていただくということで、今後何らかの策を考えていただきたい。

先ほど申しましたが、特に国もいけないと思いますよね、年度末になって地方交付税をばっやってね、その前に来とったら、もっと事業もやれたわけですけど、そういうこともできないようなやり方をする今のやり方自体もおかしいわけね、だから、そういうなんかもね、やっぱり考えながら取り組んでいただきたいと思います。

もうこれ以上、質問しても平行線だと思いますので、ぜひその辺を考えていただきたいし、市長もよそと一緒にせんといかんという例もあると思いますが、しかし、そうであってもね、全国的には自治体が独自でそういう形で市民の、町民の暮らしを救っているという、対応を

している自治体もあるわけですから、いいところのことはまねをしながらでも市民を救うという立場に立っていただくことをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案をされております案件について、私は反対をしたいと思います。

今回は国保税の限度額の値上げということですが、私は今議論をいたしましたように、今回の限度額の影響が約5,000千円、この5,000千円のお金を私は一般財源から繰り入れてでも市民の皆さんの負担を少なくするという、そういう対応をすることが急がれていると思いますが、それに対して全くの誠意が見られないということで、私は反対をいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第41号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第41号は提案のとおり承認されました。

日程第8 議案第42号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8. 議案第42号 専決処分事項の承認について（平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

議案第42号について御説明いたします。

説明は議案書、一般会計補正予算（第7号）議案説明資料で行いますので、お手元に準備をお願いいたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第42号 専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

14ページは専決処分書で、平成28年3月31日付で一般会計の補正を行ったものでございます。

別冊の議案第42号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）の補正予算書をごらんください。

1ページのほうをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に102,130千円を追加し、補正後の総額を15,761,787千円といたしましたものでございます。

2ページから4ページにつきましては、歳入歳出の集計表となっております。

5ページをお願いいたします。

第2表は地方債の補正でございます。

情報セキュリティ強化対策事業は市債の発行が認められましたので、新規に7,400千円を計上し、地域農業水利施設ストックマネジメント事業は事業費の確定に伴い1,700千円から2,000千円増額補正を行うものでございます。

6ページ以降の歳入歳出につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の5ページをお願いいたします。

5ページから7ページにつきましては、今回、専決処分の歳入歳出の予算の増減比較表となっております。5ページは歳入の増減比較表、6ページが歳出の目的別増減比較表、7ページは歳出の性質別増減比較表となっております。

8ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入では地方譲与税や各種交付金及び地方交付税の確定に伴う増減、歳出につきましては、歳入の確定に伴いまして歳出予算の調整が主なものでございます。

まず、歳入の補正について御説明いたします。

ナンバー1の地方揮発油譲与税は、3,551千円の増額となっております。増額の理由は交付ごとの決定によるものでございます。

以下、交付額の確定による補正でございますので、補正額のみ申し上げます。

ナンバー2の自動車重量譲与税は、1,196千円の増。

ナンバー3の利子割交付金は、680千円の減。

ナンバー4の配当割交付金は、8,068千円の増。

ナンバー5の株式等譲渡所得割交付金は、8,504千円の増。

ナンバー6の自動車取得税交付金は、4,455千円の増。

ナンバー7の地方交付税のうち、特別交付税は、68,373千円の増。

ナンバー8の交通安全対策特別交付金は、247千円の増となっております。

また、ナンバー9の地域農業水利施設ストックマネジメント事業分担金は、事業費変更に伴いまして341千円の減。

ナンバー10のボートレースチケットショップ鹿島環境整備協力交付金は、交付額の確定に伴いまして1,057千円を増額いたしております。

ナンバー11の地域農業水利施設ストックマネジメント事業債は、事業費の変更に伴いまして300千円の増。

ナンバー12の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業債は、国の補正予算に伴いまして3月補正で歳出は計上いたしておりましたが、今回市債の発行が認められましたので、7,400千円を新規に計上いたしております。

10ページのほうをお願いいたします。

歳出の概要でございます。上から順に御説明いたします。

ナンバー1の基金積立金管理事業は、後年度の財政負担に備えまして公共施設建設基金へ106,100千円を積み立てるものでございます。

最後の予備費で3,970千円を減額し、財源調整を行っているところでございます。

11ページをお願いいたします。

市債の現在高見込みでございます。表の右から2番目の欄の一番下に10,565,944千円とございますのが、これが3月専決処分後の市債残高見込みとなっております。

その右の欄の1,736,814千円は、前年度の比較となっております。このうち2行上の臨時債財政対策債を除きます、いわゆる建設事業債残高につきましては、5,963,183千円で前年度比1,537,960千円の増となっております。

12ページにつきましては、積立基金の状況をあらわしたものでございますが、今回の補正に伴いまして④の公共施設建設基金が変更されております。年度末残高見込みにつきましては、前年度比236,960千円の減というふうになっております。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

質問させていただきます。

きょういただいております議案説明資料の8ページの先ほど説明をいただきましたけれども、雑入のナンバー10ですけれども、昨年、ボートレースのチケットショップ鹿島が開設をされ

て今日まで来られておりますけれども、この売り上げ状況について教えていただきたいと思
います。

事前の見込みをされていたと思いますが、その比較をどのようにされているのか、お伺い
いたします。

○議長（松尾勝利君）

大代課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

ボートレースチケットショップの売り上げですけれども、当初の見込みでは1日平均4,000
千円から4,500千円を見込んでおりましたけれども、実情では5,000千円を超えるというふう
な状況でございます。これは平成28年度、今年度になっても毎日5,000千円以上の売り上げ
があっておりまして、年間で見ますと大体360日開催予定ですので、18,000千円、この整備
協力交付金に入る見込みだと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

地元の理解があって開設をされて、先ほど答弁がありましたように順調に売り上げのほう
が推移をしているということでありましてけれども、また、このチケットショップが開設をさ
れて、そこでの雇用状況や、または周辺の商店への影響等についてどのように把握をされて
いるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

ちょうど6月の中旬にこの運営協議会というのがありまして、地元の振興会、区長さん、
北鹿島地区の振興会、区長さん、それから大村市と鹿島市、それから警察、消防関係機関が
集まって委員となって協議会の総会がありました。その中で出ましたのが、雇用情勢につき
ましては、警備まで含めて市内の方がほとんど、7割から8割が市内の方を雇用している
ということでございます。

周辺の交通状態については、地元の区長さんからの話によれば余り影響はないと。子供た
ちに対する通学路でもないの、そういった影響はないということですが、このボートレー
スチケットショップができた関係かどうかわからないけれども、地元の方が利用する道路が
ちょっと交通量が多くなったというふうな声も聞かれました。そういった状況で、飲食店に
ついては、周辺の飲食店、ここのボートレースチケットショップの場内には飲食店がないで

すので、周辺の売り上げは伸びているというようなことを聞いております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

運営協議会のほうが発足をされて恐らく今後ここを中心に諸問題については、市を含めて対応されていかれると思いますので、ぜひ市のほうもできるだけの配慮をしていただいてやっていただければと思います。

もう1点、ナンバー10にありますけれども、環境整備協力の交付金なんですけれども、これは改めてお聞きをしますが、今後のこの交付金の活用の指針というか、そのようなものをどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

その協力交付金につきまして、年額というのがまだはっきりわかっておりませんが、基本的に今のところ15,000千円前後であろうかと思っております。その中で、基本的には約3分の1を人材育成基金のほうへ積み立てていくと、あと3分の1をふるさと創生基金のほうへ積み立てていく、残りを財政調整基金に積み立てていきまして、それぞれ人材育成とふるさと創生のほうに活用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

最後の質問にしますけれども、先ほど答弁をいただきましたが、これについては年間の額がまだ確定をしていないということでありまして、活用していくとすれば、29年度から活用をされていくのか、もしくは平成28年の中からこの交付金のほうを活用されて、先ほどありましたように、人材育成であったりとか、ふるさと創生であったりとかはどのように考えておられますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

ふるさと創生基金につきましては、毎年予算化で3,000千円ないし4,000千円程度の交付金

を計上いたしておりますので、そこら辺の原資として使わせていただくと考えております。

あと人材育成基金につきましては、いろんな需要に応じまして有効に活用させていきたいと思っておりますし、いろんな時期に即翌年度へ事業化するというのはわかりませんが、その需要に応じて有効に活用させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今、ポートルースのチケット売り場において、主として環境整備の基金のほうに議論が集中していますので、ちょっと補足をしておきたいと思えます。

この施設を置くときに、いろんな気になることがあったんですけども、お金をもらうということは実は本当の狙いではございませんで、その地域における経済効果を一番の狙いといたしておりました。これは地域の人たちも同じだったと思えます。したがって、地域から要請があったというのがスタートですよね。これは地元だからよく御承知だと思えます。

そのときに私の経験からして大村市の、特に市長さん等含めて、直接こういうことをお願いしておきました。それはいろいろあったんですが、挙げると4つですね、1つは大村市の直営にしてくださいと、委託という方法もないわけじゃないんですけども、それだったら委託された人の主導権が発揮をされて、調子が悪かったらいなくなってしまうとか、極端に言えばそういうこともありますから。

それから、もう1つはいろんな備品等、調達がされます、そこでは。その備品を可能な限り市内にあるものは市内から調達をしてくださいねという話ですね。

その次が、多くの人たちの雇用が発生します。その雇用も可能な限り地元の人をお願いしますということで、相当数やっぱり地元からあそこに就職といいますか、仕事に従事をしておられると思えます。

最後に、実はここが結構後で効果を発揮したんですけども、ああいう施設を置きますとただ動かたくないんですよ、来ている人は。だから、そこで食事をするということが発生しますけど、できれば食事ができないようにしてほしいということをお願いしたんです。びた一文というんですか、1個でも飲み物でも置いてもいかんよという話にならないんで、たしか今、自動販売機なんか置いてあると思えますけれども。その結果、あそこで食事をしたい人は外に行って食事をするという結果になります。周辺にかなりの飲食店がございますから、割合、コンビニとかそういうところでの経済効果が大きかったんじゃないかと思っております。したがって、そういう経済効果が実は私どものほうにキャッシュで入ってきます金よりも、はるかに高い経済効果を生んだんじゃないかと思っております。

それと、派生的な効果として、さっきお話をしておりました協議会、地元の人とよく相談

をして、例えば、周辺に与える影響とか、美化とか考えてほしいなということ。それから、これは法律の特例で実施をされる一種の富くじとか、そういう効果。特例法で実施をされております。モーターボート競走法というのですね。司法当局、簡単に言うと警察が非常に関心を持たれる施設になります。したがって、かなりしっかりと見張ってもらうということになりますので、治安とかそういうものが強化をされるということになりますので、それらの総合的なことを考えると、現状においては、当初皆さんが心配されたことよりも、むしろ効果があったんじゃないかなと思っております。

また、売り上げのほうは、これはまたちょっと私どもの当初、狙いよりもはるかに違ったところからお見えになって、全く予想しなかった地域からも購買が行われているということで売り上げが上がっておりますが、これは決して主たる狙いじゃなかったということは御理解をいただきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第42号 専決処分事項の承認について（平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第42号は提案のとおり承認されました。

ここで10分程度休憩します。11時20分から再開します。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第9 議案第43号～議案第44号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9．議案第43号 専決処分事項の承認について（平成27年度鹿島市国民健康

保険特別会計補正予算（第4号））、議案第44号 専決処分事項の承認について（平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の2議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第43号 専決処分事項の承認について御説明を申し上げます。

議案書15ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

16ページは、専決処分書でございます。

平成28年3月31日付で専決処分をいたしております。

それでは、別冊の補正予算書をごらんください。

1ページをお願いいたします。

平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

予算の総額に43,624千円を追加し、補正後の総額を4,780,559千円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、保険給付費のうち一般被保険者療養給付費が不足いたしましたので、増額補正をいたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりです。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは、今回の補正予算の事項別の明細となっております。

6ページをごらんください。

歳入でございますが、3款2項1目、財政調整交付金の増額をいたしております。

7ページをお開きください。

歳出でございますが、2款1項1目、一般被保険者療養給付費は43,624千円を増額し、補正後の額を2,261,248千円とするものでございます。

なお、一般被保険者療養給付費については、昨年度後半に見込みを上回る増額となり、平成26年度と比較して137,084千円、6.5%の増となり、歳出予算が不足することとなったものであります。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項の承認につきましては、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第44号 専決処分事項の承認について御説明を申し上げます。

議案書は17ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

18ページが専決処分書になります。

平成28年5月31日に出納を閉鎖し専決処分をいたしております。

それでは、別冊の補正予算書をごらんください。

1ページをお願いいたします。

平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

予算の総額に207,508千円を追加し、補正後の総額を4,807,524千円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、平成27年度の国保会計に収支の不足、赤字が発生をいたしておりますので、平成28年度予算で繰り上げ充用を行い、赤字を補填するものでございます。

2ページ及び3ページをごらんください。

このページによる補正の内容を御説明いたします。

まず、3ページの歳出でございますが、前年度繰上充用金として207,508千円を計上いたしております。

この財源といたしまして、2ページにございます国庫補助金を歳出と同額207,508千円増額し、繰上充用金の財源といたすものでございます。

4ページ以降はその説明書となりますので、説明は省略をいたします。

議案説明資料13ページには、平成27年度の国保会計の収支について、歳入歳出を項目ごとに記載いたしておりますが、24行目、収支差し引きでございますが、「H27決算見込み」となっておりますが、「決算額」の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

24行目、収支差し引きが207,508千円の不足、25行目、平成27年度の単年度の収支が154,921千円の不足となっております。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項の承認につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

10番議員の伊東です。今回の補正、国保に関することですが、全員協議会でも市長のほうからも説明を受けた中で、非常に、新しい新薬ということで予想をはるかに超える医療費の増額になってきたと。もちろん、いい医薬品ができてきて、そして、それが効果があることはうれしいことではありますが、これだけ負担が大きくなってくると国民健康保険というその形自体に非常に危機感をやはり覚えてくるところであります。

今の現状とか、そういうふうな市民の皆さんの中で、国保加入者の方にどのような今の現状というものを御報告されているのか、今後またどういふふう、国保というものは今こういふふうな状況下にありますということをお伝えされるのか、まず教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

それでは、私のほうからお答えいたします。

27年度決算が今出た状況でございます。こういった状況を、今から決算審査の議会とあります。そういった中で何らかの形で市民の皆さんへは十分に状況を報告したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

国保のこの厳しい現状の中、それでは、医療機関のほうとどのような意見交換であったり、そういうふうなものをされているのか。このままずっと高額の新薬を使用していった場合、この国保というものがどういふふうになっていくのか。

これは、いろんなテレビのワイドショーの中でも出てきていることです。こういうふうな新薬が出ましたと、これだけ、もちろん個人的な負担額は限度がございますから、それ以外はこういうふうな中から支払わなければならないわけですが、やはり私たちは議員としてさまざまな全員協議会なり、いろんな委員会のほうでお聞きをして、内容等、厳しい状況はわかりますが、市民の方々にそこまで浸透しているものなのか。まして、先ほども言いましたとおりに、医療機関とどのような連携をとりながらこの国保という形の維持に努めていこうと思っていられるのか、部長結構ですから、お答えいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

直接的に医療機関と意見交換とか協議とか行ったことは現在のところありません。ただ、中身については十分に把握をしているつもりであります。

一部の医療機関では、この新薬の使用者の患者様に対して、実は医療費として総額でこれだけかかっていますよというのをお知らせをやっておられる医療機関もあります。そういったことで、利用者の方は自分の負担に対して医療費がどのくらいかかっているということをお把握なさっている、そういった患者様もいらっしゃる状況を情報として受けております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

質問としては最後にいたしますが、私に限らず議員全員が説明を聞いた中で、非常に危惧をしているところではあります。それこそ昨年度の後半において急激にふえてきて、そして、ことし1年間、まだ始まったばかりですけど、28年度でどれだけの額までこの医療費が上がっていくのか、非常に不安なところがあります。県内統一した国保の形というものが構築をされるのに、もう少しやはり時間がかかるわけですから、その中でさまざまな方法、私自身どういうふうにこれをしたらいいのか、特効薬というものを見つけることはできませんが、先ほども申しましたとおりに、市民の方にこういうふうな現状と、それと医療機関の説明、そのあたりをまずはしていただくことしかないのかなという気がしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

新薬につきましては、平成27年度の半ばに保険適用となりました。それ以降の治療ということで、国のほうでもその効果というのを今後検証していくということを聞いております。

それと、平成28年4月からは、この高価な新薬につきましては、約3割の薬価の減ということで、これまでとすると7割程度になるのではないかというふうに考えております。

それと、4月診療分が最近参りましたが、やや先月と比べて医療費については減となっておりますが、まだ一月のことですので、今後の経過を見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

先ほどの伊東議員と重なる面もあると思いますが、今回の議案第44号で、補正額が約207,000千円と、前年度の繰上充用金という形になっておりますけれども、今後も国保財政については非常に厳しい運営が予想されますが、この状況にどのように対応をしようと考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

国保の問題で、問題をちょっと分析してみますと、まず、年度収支をできるだけ均衡させたいということがまず1点あります。そして、もう1点は累積赤字の問題であります。どういったふうにこういったものを解決していくかということですが、いずれ政策的な判断が必要になってまいります。現在、その判断を行う判断材料が、まだ十分に出そろっていない状況であります。

1点は、30年度に予定をされております佐賀県内の国保の一本化の形がどういうふうになっていくのか、佐賀県から示される標準税率、または納付金がどういった状況にあるのか、そういったものをまた状況を見きわめる必要があります。

そして、1つの朗報は、5月30日に佐賀県が初めて、国保税のあり方で速やかに県内の税率を統一しようということで発表がありました。これは非常に画期的な方針が示されたというふうに思っております。

そういった状況を踏まえまして、ことし佐賀県から提示がされます標準税率、納付金ですね、その辺の状況を見ながら、まず年度の収支を均衡させたい。そして、その上で今現在で2億円あります累積赤字をどういうふうに解消していくか、そういったものをこの年度中には方針を示していきたいというふうに思っております。そういった状況で今考えております。

以上であります。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

新聞等でも税率の統一化というのは載っておりましたので、その前の現段階の情報で、県の国保を統一する中で、その前提として国保会計の累積赤字は統一をするときは解消をして一本化を図られるのか、もしくはそれぞれの自治体がどのような処理をしなければならないのか、その辺の情報は入っておりますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

議員御指摘の累積赤字については、佐賀県の10市10町の申し合わせで、統一までに解消を目指そうという形で同意がなされております。これを30年度前に全くゼロに解消をやらなければ統一ができないということよりも、この赤字を新しい制度に引き継がない、そういったことがまず前提になろうかと思えます。

佐賀県内の情報を見ましても、全部の市町で6,426,000千円の累積赤字が出たそうですね。これを果たして30年度までに全部解消できるか、そういった現実的な問題もありますので、その辺は佐賀県と10市10町、今から具体的な手法については考えていかなければならないか

というふうに思います。

現実的に、今の鹿島市の207,000円の累積赤字としても国保の財源だけで解消するということは現実的にはなかなか難しい面がありますので、国や県の支援とか、そういったものの状況も見きわめながら、先ほど言いました政策的な判断を今年度中に行っていく必要があるというふうに考えております。そういった状況です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

一番最初の松尾征子議員の質問の中でも、今年度は税務課の方々が本当に一生懸命頑張られて、収納率も非常に上がってきております。ただ、この赤字の解消に至るまでなるのかといえば、ちょっと赤字の幅が想像を超えて膨らんでおりますので、非常に厳しい状況であると思っています。

その中で、先ほど市民部長が政策的な判断をとというお話がありましたけれども、鹿島市においても、平成18年度に交付税の税率を改定されて、19年、20年、21年度と、どちらかという市民の皆さん方に負担をさらにしていただいて、法定外の一般会計の繰り入れをしたと思うんですけれども、これ以上市民の方々に負担を強いるというのは非常に厳しい状況下にあると思います。

そういう中で、赤字解消を含めたときに、その法定外繰り入れまで念頭に入れて検討をされていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

先ほど議員が御紹介いただきましたように、鹿島市は、19、20、21年で大幅な国保税の上昇分の税率改定を行っております。そして、それと同時に、平成21年度に120,000千円の一般会計からの赤字補填、法定外繰り入れを行った状況でございます。

一般会計からの補填となりますと、相当な議論と準備が必要であります。一般会計からの支援をまだ判断できる状況でもなくて、現在、国保税の累積赤字は207,000千円ありますが、同時に、税の未納というのも257,000千円ございます。基本はこういった未納額、滞納額から計画的に解消をやっていければというふうなことがまず基本だというふうに思います。

そういった状況で、30年度の統一をどういうふうに迎えるか、状況がわかった状態で257,000千円の累積赤字の解消を税でやるのか、一般会計からの支援を仰ぐのか、国、県の支援があるのか、そういったものをやっぱり総合的に勘案して、先ほど申しました政策的な決定になるかというふうに思います。当然、議員言われますような一般会計からの補填を仰ぐというのも一つの手法としてあるという、そういった状況というふうに認識しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

非常に厳しい状況というのは今後も続いていくと思いますので、対応についてはぜひとも注意をしていただきながらやっていっていただきたいと思います。

もう1点最後に質問をしますが、企画財政課の寺山参事のほうが先ほど一般会計からの繰り入れについては異例中の異例というお話をされたと思いますが、もしそういう状況が来たときに、異例中の異例であるけれども、現時点で結構ですので、繰り入れをするときの指針の判断とはどのように考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

先ほど申したとおり、一般会計から国保会計へ基準外の繰り出しする、補填をするということは異例中の異例でございます。ただ、異例中の異例を行う際には、その繰り出す金額が国保以外の市民の方にも納得できる数字なのかどうか、そこら辺が一番基準になるかと思えます。前回、多分世帯数で国保の加入割合とかを勘案しながらしたかと思えますけれども、そこら辺で国保以外の住民の方が「なるほどね」と言われる、住民が納得できるような数字を得られることが一番繰り出しの基準になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9号角田一美議員。

○9番（角田一美君）

2点ほどお尋ねをします。

先ほどから国保会計の赤字の取り扱いについてなんですけれども、特に25年度、26年度、27年度の3カ年赤字が続いてきている中で、25年度決算で27,000千円、26年度決算で25,000千円、それで今回、きょう説明を受けた中で、いわゆる27年度は155,000千円程度の赤字と、累計で207,000千円ということで、特に27年度、急激に150,000千円の赤字が出ているわけですが、この取り扱いを十分間違わないようにしないと、あとの平成30年度からの統一化に向けて非常に判断を間違う形になると思いますけれども、単純にこの要因が、27年度の赤字の要因が、いわゆる新薬、C型肝炎等の治療費が保険適用になって、しかも本人負担が1割、10千円ないし20千円以内で治療できるということで、急激に27年度ふえたことによってこうなっているわけなんですけれども、特に鹿島は県内の中でもC型肝炎が多い地域と言われ

ているわけですが、この新型治療薬が保険適用になることによって市民の皆さんはこれを活用して治癒ができるわけですが、これで治癒できることによって長期的に見れば非常に健康になってC型肝炎と肝がんととの発生率がおさまって、長期的には医療費が縮まるわけですが、短期的には非常に国保会計の赤字というふうになるわけですが、今後要因となったC型肝炎の保菌者というのが大体鹿島市にどのくらいおられて、特に27年度何名が現在約190,000千円、いわゆる一般被保険者の保険給付費が26年度と比べて196,000千円程度、約2億円近くふえているわけですが、このC型肝炎の新薬の保険適用でどのくらいの対象者が27年度治療中なのか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

C型肝炎の陽性者ということで調査をいたしておりますが、全ての、市民全員の方が検査を受けられているということではございません。今把握ができていますか、率が約50%弱、48%程度の把握ができておりますが、そのうち陽性率ということで、検査を受けて陽性になられているというのが2.4%、300名弱、280名程度の方が陽性者ということで結果が出ております。

それと、平成27年度に鹿島市の国民健康保険の加入者でC型肝炎の新薬の治療された方は約40名というふうに把握をいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

はっきりした保菌者というのは把握していない。定期健康診断等の受診状況から見て48.2%から推計して保菌者が2.4%ということで、288名程度おられるということですが、その中で27年度、いわゆる新薬等を利用して治療された、27年度これだけ、約2億円近く上がった要因の中に新薬治療費は何名分で幾らなのか、それをちょっとお尋ねですが、

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

肝炎治療での保険給付費の影響額といたしまして約180,000千円弱の給付費と、先ほど申しましたように、人数については40名ということで把握をいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

はっきりした数字じゃないんですけど、288名を想定されている中で、約40名がされたということになると、また、今後、相当のこういった新薬を利用して治療されるであろうという、人数的には今後こういった、いわゆる単年度、特に27年度から新薬が発売されて保険適用になって治療されたやつが急激に来てはいますけれども、288名の保菌者の中で40名というと、まだ相当、六、七年続くような感じになるわけですけども、そこら辺どう見てあるんでしょうか。今後もこういった傾向が続くのか、あるいは保険給付費は28年度から薬価が下がりますから、10年ぶりぐらい薬価が下がって給付費は七、八割程度に下がるということなんじゃないけれども、そこら辺のこの新型の保険薬を利用した、利用者が今後も続くというふうに見ておられるのかどうか、そこら辺ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほど申しました288名の方というのは、市民の方で検診を受けていただいている方ですので、国保の方だけということではございません。社会保険の方もいらっしゃるし、後期高齢の被保険者もいらっしゃいますので、全てが国民健康保険対象者ということではございません。

そのうち40名の方が、27年度に40名の方が国民健康保険の被保険者で受診をされたということになりますので、ちょっと今把握しております288名のうちの何名が国保の方かというのが、健康増進の部門と国保の部門でちょっと把握ができておりませんが、先ほど申しましたように、月ごとにレセプト、診療報酬が参りますので、そういったところの経過を見ながら今後の推移を見ていかなければならないと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

わかりました。

国保の加入者の保菌者が把握していない——これちょっと、やはりここだけ国保の会計で、いわゆる赤字分を一般の、いわゆる国保加入者以外の方まで求めるということになると非常に問題、そこら辺はやっぱり、国保加入者がどのくらいいるのか、そこら辺十分今後把握した上でないと、今年度中に結論を出すと言われておりますけれども、国保会計が赤字が出た

から一般会計で、先ほどから松尾議員からも意見が出ていますが、それにはやはり問題があると思います。いわゆる国保以外に社会保険の加入方にとってみれば、市民の税金を納めながら、いわゆる二重に負担をしている、されるという形になりますから、そこら辺を十分、いわゆる国民健康保険加入者が、こういった新薬等で治療したやつが一気に上がったということになると、鹿島市だけの問題じゃないんですけれども、特に鹿島は非常にC型肝炎の保菌者が多いというふうに聞いております。

そういった保菌者の方を見てみますと、もう65から70歳ぐらいの方が集中的にしているというようなことを聞いております。そういった方たちがもう既になんかのいろんな治療でそういった高額治療になっておられますから、この新薬がされたことによって、あとどうなるのかという分析もやはり必要だと思います。

そういった形で、30年度の統一保険の広域化に向けての税率が問題になってくるとは思いますけど、こういった新薬に向けて各自治体も保険料が上がっていますけれども、いわゆる28年度の予算を組む際には、先ほど条例改正等で限度額の引き上げとか割引制度ですね、そういったものを可決していただきましたけれども、その際、ほかの市町村を見てみますと、税率を合わせて、急激な赤字については、毎年度毎年度の赤字が出ている分については税率も改正をされている市町村が見受けられます。

そういった中で、統一化に向けて標準税率を示すと、近々示されると思いますけれども、現時点で鹿島市の保険税率が県内の他市町と比べてどうなのか、高い水準なのか低い水準なのか、そこら辺わかればちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

税率で申しますと、済みません、医療分とか国保介護分というのがございまして、そういったところでモデルケースによって大分開きがある、結果として開きがあるようになってくるんですけれども、所得金額が2,600千円で世帯員数が4名、夫婦と子供さんという設定でございしますが、そういった中では、県内で2番目の位置でございます。

また、それぞれで所得の状況、世帯員の状況に応じて順位というのは変わってきますけれども、2番から7番ぐらいのところ、それぞれの設定に応じて変わってくるというような状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

ほとんど保険の限度額というのは、今度政令で改正されて、ほとんどの市町とは一緒だと思います。減免のやつも、限度額も。税率というのは所得割の税率と、それから均等割、2段階方式になっていますけれども、今言われましたように、やはり高いほうだと、高く設定しながら、なおこれだけ赤字が出ている。統一化をすると、標準税率を示されると、むしろそういった感じでそう引き上げが、限度額がしわ寄せがなくて済むだろうと思いますので、そこら辺は結果的にはいい方向になると思いますけれども、そういった形で、今後1年間で検討されるということですのでけれども、そこら辺、鹿島市独自の実情等を踏まえて、適正な保険料の設定、あるいは一般会計からの繰り越し、これは一般会計も法定、認められた約3億円程度毎年一般会計から既に繰り入れているわけですね。社会保険に加入された方が納められた税金の中からでも、約3億円一般会計から繰り入れているわけですから、これ以外にまた2億円とかになると、そこら辺非常に問題、税の二重負担というような感じで問題になると思いますので、慎重によろしく御検討をお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

国保をめぐるまして、かなり技術的な部分の議論をされましたし、ひょっとしてテレビをごらんの方が何の議論があいよっとやろかと、おわかりにならない方がおありになるかもしれませんので、ポイントだけお話をしておきたいと思います。

つまり、国保は、今度の補正予算で赤字になった部分の穴埋めの繰り上げ充用をお願いしたわけなんです。そのときにその原因が、もう割り切って言えば2つあったんですよ。1つは、端的に言うと、毎日毎日国保の被保険者の方が服用している、あるいは診察を受けておられる、そのことの赤字というのと、今回、去年の後半から特に超高額の新薬が出まして、それがほとんど赤字の原因になっているわけなんです。それが一緒になって議論するのは、本当は適当じゃないと思いますので、仕分けてお話をしておきたいと思います。

特に後半の超高額のものについてなんですけれども、わかりやすく言うと、お一人頭5,000千円ぐらいの金がかかるんですよ。非常に効き目がいい薬なんです。だから、その病気、特にC型肝炎におなりになった方については朗報だと思います。ただ、これを使った結果の金を誰が払うかという議論になりますから、そのところについて負担をする人が公平感に、えっという話にならないような仕組みを我々はいろんなことで考えていかなければならないと、こういうふうに思っております。

しかも、今度の場合は30年に統一するという話になりまして、28年、29年の2カ年で始末をしてこいということになる可能性が極めて高いんですよ。その始末の仕方も、一番いいのは国なり県なりから補填があればいいんですけども、鹿島だけじゃございませんで、佐賀

県はかなりその比率が高い。特に鹿島は高いということですから、ある程度は自分たちも相応の覚悟というか、議論をしておかないといけない。そのときに、今、角田議員おっしゃったように、この財布が特別会計で運営されているということですから、不公平感が二重にならないようにという言葉をお使いになりましたので、その点は考えておかないといけないんじゃないかと思っております。

ただ、心配なのは、せっかくこういういい薬が出て、使われて、90%以上の治癒率があると言われておまして、せっかくよくなられた方が、その責任で何かこれが赤字になったというような話に変に仕上げてしまうと、市民の中であらぬ論争が起きますから、そうじゃないとするためには、どういうことがあるだろうかということをお我々は考えておかないといけないということでございます。

なお、聞いている限りでは、鹿島市では四十数名、あるいは100名未満の方がお薬をお使いになっているということは承知をいたしておりますけれども、例えば私たちというか、ここにおりますみんなが参加をいたしております地方公務員共済、佐賀県のですね、そこでもかなりの数のこの薬を使用しておられるというような実績もありますので、そう簡単にその人数が減っていくというようなことは考えられないということでございますので、その扱いは相当慎重に考えていかないといけないんじゃないかと思っております。以上でございます。

ポイントは、その負担の不公平感を本当の意味でなくしていくためにはどうするかということと、特別会計の中での始末、期限が決まっているということと、現にもう使ってしまった、服用されてしまった金を負担するんだということでございますので、その辺をかなり慎重かつスピードという、その両方を成立させるために、あるいは要求に応えるためにどうするかという負担を、むしろ私どもは執行部だけじゃなくて、本件については負担は相当になりますので、議会の皆さんにもどういう負担の割り方がいいんだろうかという議論も頂戴するという場面が出てくるんじゃないかと思っております。

さっきからお話になっております、前回一般会計から繰り入れをいたしましたけれども、その方法がいいかどうかじゃなくて、そのときも相当な議論を議会と執行部の間でやったという経験をいたしておりますので、誰かいい知恵を出せと、あるいは国からもらってこいという、そういう単純なことではないという理解だけはお願いをしておきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩いたします。なお、午後の会議は午後1時10分から再開します。

午後0時8分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開きます。

議案第43号、議案第44号の質疑を続けます。質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

10番議員の伊東です。申しわけございません、午前中に引き続き再度質問をさせていただきます。

午前中の一番最後に市長のほうから、今、審議が行われているこの議案のどういうふうなことでこういうふうな今審議をしているかという、わかりやすい説明をいただきました。市民の皆さんもテレビを見ていて、ああ、そうかということでもわかれたと思います。

私、午前中に質問したときに、あえて一般会計からの繰り入れのことは口出しをしませんでした。これをする場合には、相当な議論が市長が午前中お話しされたようにあると思います。以前にも一般会計から充当という形でされた経緯があると思います。そのときに、もう1つ、きょうの資料のほかに全員協議会で渡された資料も持ってきておりますが、この資料には平成18年度から平成27年度まで書いてあります。18年度から21年度までずっと赤字が続いていた、そういう中で国保自体の値上げということも行われました。その際に多分赤字額を解消するために一般会計からの繰り入れというのが行われたと思いますが、そのあたり、以前、一般会計からこの赤字分を補填したときの経緯を担当課の方か財政のほうでおわかりだったら、御説明をいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

平成21年度に過去、鹿島市は一回だけ法定外の繰り入れを行っております。そのときには、議員おっしゃられるように、平成19年度から赤字補填のための税率改定を平成19、20、21年度と行いました。その最終年度に一般会計からの法定外繰り入れを行ったところ です。

その経緯といたしまして、平成19年度決算の累積赤字が318,872千円ございました。これについては、税率改定を行わないと赤字の解消ができないということで、税率改定を行うという方針を決定されたようでございます。それについては赤字の額が多額であるということから、一般会計からの法定外繰り入れを行いたいということで御提案申し上げ、議決をいただいたところと思っております。そのやり方につきましては、平成18年度末の赤字に対して国民健康保険に加入をされている方の均等割と世帯割の割合、均等割が59.69、平等割が40.31ということで――申しわけありません。加入者率と世帯の加入率、加入者率が43.86%、世帯の加入率が61.19%ということと、あと均等割合、平等割合ということで、そのときの赤字の額、237,000千円程度、平成18年度の累積赤字に対してそういった率、国保の加入の

世帯員及び世帯数で案分をいたしまして、最終的に120,436千円の繰り入れをしたところでございます。そのときには市民の皆様にもお願いをし、またお知らせをしながらということで、今手元にはそのときの市報を持ってきておるところでございますが、4年ほどで累積赤字が解消できると想定をしておるといふような記載がございますが、その後、平成20年度からは後期高齢者医療の制度が始まったというようなことなども影響いたしまして、累積の赤字が平成22年度には解消されまして、平成22年度の収支51,203千円という黒字、平成21年度が114,000千円の赤字でありましたが、平成22年度には51,000千円の黒字ということで、22、23、24年度は黒字の決算を続けてきたという経緯でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。午後の審議に入る前に事前に言っておきましたので、資料をそろえていただきましてありがとうございました。

そういうふうに説明をしていただかないと、やはりわからない方もいると思います。議員の中でも、これは10年以上前の話になってきまして、私も思い出しますと、このとき国保を実質負担を上げるといふときには相当な議論をしました。その当時の担当者の答弁の中には、これだけ急激に医療費が大きくなっていくということが想像というか、想定ができなかったということと言われたと覚えております。しかし、その後はある程度の形で国保の会計はできるはずだから、もしかしたら逆に国保税の市の負担分の引き下げ等も検討できるかもわからないということと言われたのを私は覚えております。しかし、先ほど課長から話があったように、その後すぐに後期高齢者医療制度が始まり、そしてなおのこと、高齢化社会が進むにつれて医療費がどんどん上がっていくと、そういうふうなことで平成25年度からまた赤字に入っていったと。26年度終わったときに、この国保のほうの単年度の赤字が52,000千円ぐらいでした。そのときに私たちは多分そういうふうになっていくだろうと、しかし、県統一の国保の同じような形ができ上がれば、何とかそこまでこのくらいで住めばいいなと思っていたところが、一気にここで平成27年度で207,500千円という赤字が出てきた。その要因は午前中のさまざまな議員の質問の中でも出てきましたとおりに、おわかりだと思っております。そういう中で、午前中の私が一番最初に質問をして、その後、数名の議員の質問、それに対する答弁を聞いていて、ちょっと気になった分が、まず打上部長のほうから答弁があった、まずは今27年度末207,000千円の累積赤字があるが、未納分が257,136千円ある、ここを何とかできないものかというふうな御答弁があったと思います。しかし、27年度収納率は過去最高の95.0%まで上げている、ここまで上げているわけですね。もうここまで行けば県の平均を超えています。全国の収納率から比べれば、相当なポイント数を上げております。

すばらしい収納率だったろうと思いますが、しかし、この滞納繰越額の257,136千円を何とか納めていただくことはなかなか厳しいと思っておりますが、そのあたり、再度、打上部長、どういうふうなお考えなのか、お聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

まず、理論的に申しますと、この257,000千円の未納の滞納額が仮に100%入れば、これは赤字が解消されるわけですね、累積赤字を含めてですね。ので、これを30年度の国保の県内統一を見据えながら、この滞納額を累積赤字の解消に集中的に充てることができないか、そういったことをシミュレーションとしては考えられるんじゃないかというふうに思います。ただ、これは29年度までに一気に解消するというのはちょっと難しいことですので、これは県との協議とか県内10市10町の協議になりますが、この累積赤字を若干時間をかけて計画的に解消をやっていく、そういった方策も提案としてはできるんじゃないかというふうに思っています。現在のところは30年度の県内国保統一までに解消しようというのを大きな目標にやっておりますので、そのため、ほかの市町も一斉に税率を上げながら対応をしておりますので、そういったものを見据えながら、じゃ最終段階で30年度の統合の時期にこの累積赤字をどうするか、これはもう一回佐賀県内、県も含めて10市10町で協議を行う必要があるというふうに現場では考えているところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今、御説明、御答弁いただいたように、私も一長一短ではいけないと思います。おっしゃるとおりにシミュレーションはできると思います。しかし、本当にそれが可能なのか、時間をかけてでもおっしゃいましたが、それがどこまで、平成30年度県内統合のときにまではまず難しいんじゃないかなという気はしておりますが、しかし、それを実行することは必要だろうと思いますので、それはお願いをしたいと思っております。

それと、寺山参事が午前中答えられた、もし特例として一般会計の繰り入れをする場合、国保以外の方が納得できる数字とおっしゃいました。これは国保に加入されている世帯数、そして被保険者数、そのあたり市全体からの割合で考えていくのか、もし270,000千円の累積赤字を一般会計から繰り入れて、そしてそこで解消へと持っていくとしたときには270,000千円というお金がそのままの数字として出てくるのか、それとも270,000千円のうちから国保に入っていられる被保険者数、世帯数、ここのあたりを割って、そしてその分のみを一般会計から繰り入れると考えるのか、どうなんでしょうか、教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

現在、あくまで仮定の話なんですけれども、もし一般会計から赤字補填の繰り入れをするとした場合ですけれども、先ほど保険健康課長が申しましたとおり、世帯割、人口割あたりを加味するのか、もしくはまた別の算定方法で国保以外の方が納得できるような数字があるのかどうかは今から検討していく材料ではございますけれども、前例を踏襲しますと、その辺あたりが一応参考の数字になるのではと考えております。

ですから、基本的に207,000千円程度の赤字でありますけれども、そこら辺、割合で換算します50%切るぐらいを一般会計から補填するというのもあり得るのかなという状況ではありますので、残りについてはまた国保の、先ほど申しました滞納分あたりを徴収しながら、最終的にゼロに持っていくのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

以前、国保を値上げのときに私もまだ1期生でしたからよくわかりませんでした。一般会計から何で繰り入れることができないんだと、補填をすることができないのかと。しかし、そこにはやはり鹿島市民、その当時3万2,000人ぐらいいらっしゃったと思いますが、その中で何割の方が国保に入っているのか、社会保険のほうはどのくらいなのかということの割合、そのあたりもしなければならぬ。それと、角田議員からおっしゃるように、国保の特別会計でありながら毎年3億円近い、3億円を超える額の一般会計の繰り入れがあるというところ、そのあたりを市民の方には理解をしていただかねばならないということなんです。ただ、そうはいっても、この過去10年、平成27年度までの決算の状況を見てみると、多分今度は平成28年度この2億円を超える、まだまだ超える赤字が出る可能性も出てくる。そうなったときに、平成30年の県内の国保の統合へ向けたときの議論の中で、私は最終決定は市長の判断によるものだと思っております。市長は今後この医療費の増加を見据えて、もしものときはどのような判断を現時点で考えていらっしゃるのか、お答えいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

正直言って、今の話は変数が多過ぎるんですよ。つまり、平成30年に本当にゼロに持っていけないといけないのかどうかということと、これからことしの分の国保の補填の金額が決ま

ります。幾ら来るかわからないということですね。わかっているのは、27年度までに赤字が出ているということと、医療費が高い水準で使われたと、わかっていますよね。そこで、今盛んにお話になっております前回のことと比較で言いますと、一つ絶対的に違っているのは、これはひょっとして構造的な問題じゃないんじゃないかと、一過性かもしれません。構造的な問題だと、累積赤字がどうして出てきたのか。それから、保険の論理ですよね。保険というのは、そもそも国民健康保険と言われているように、それぞれの病気にかかれた方が負担するのが難しい、大数の法則によって大勢で負担しましょうという話なんです。じゃ今度のやつがそれに該当するかどうかという議論をひとつ乗り越えないといけないんですよ。超高額なんです、単なる高額じゃありませんでね。おわかりのように、さっき言いましたけれども、1人5,000千円、10人で50,000千円、今回40人とさっき答弁をしていたと、御記憶だと思いますが、2億円というような負担をこれまでの議論のような形で始末をしたら、必ず不公平論が出てきます。もう保険の論理の外側の話じゃないかと思うんですよ。だから、そこを乗り越えるためには、いろんなデータを見通さないといけないと、それに余りに変数が多過ぎると。今、この前の九州市長会でも議論が出ていましたけど、みんなこれは悩んでいると、国に何とかしてくれという話になっています。ただ、国のほうは何とかしようにも、財源がもう限られてしまったと、当面税収が見込めないと、そういう中でどうするか、恐らく国も29年度の予算編成、相当苦しむんじゃないかと思うんですよ。そんなことを頭に置けば、今かなりの、例えば消費税を含めて、福祉政策、あるいは国保の金について、どういうことをしようかと検討するような材料を持ち合わせていないので、余り考えていることを御披露しますと、ひとり歩きしますので、ただ、相当いろんなことを幅広く勉強しとかないといけないということです。前回よりもさらにこれが複雑になっていますのは、突出した新薬がシェアのほとんどを占めていると、逆に言いますと、仮にこの新薬が登場しなかったとすれば、患者さんたちは相当きつかったと思います。インターフェロンなんか使って、苦しんでおられたと思います。そういう朗報があると同時に、片方にそれを、今運動が起こっていて、C型肝炎に苦しんでおられる方が全国的に集まって、この薬をもっと使ってもらおうじゃないかという運動も始まっているんですよ。それはわかりますよ、仮に自分がその病気にかかったら、そういうのが何とかならないだろうかと思いますよね。しかし、そのこととほかの会計、あるいはほかの人がどういう負担をするかということについては、なかなか余りに距離があり過ぎて埋まらないということではないかと思います。もうちょっと見きわめないと何とも無責任なことは言えないということです。これがどんどん時代がわかる範囲ではお話をしますけれども、現状では余りに変数が多過ぎるということで御理解をいただきたいと思います。

このところ、一つだけ変化が見られましたのは、この薬が、薬科基準がほぼ確実に、さっき6割か7割ぐらいと言っていましたけれども、恐らくそうなると思います。これは外国系

の製薬会社でございますから、日本としてどう考えるのかということまで行くんですね。日本でできないのかという話になりますから、もっとかなりの多くの人がこれを考えないといけない時代になっているということだけは理解していますので、その中でどう我々は乗り切っていくかと。それには誰かが何かを決めるだけじゃなくて、みんなで担ぐということについての御理解をいただかないといけないということだと思っております。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

市長のほうから私の質問に対しての御説明をいただきました。ありがとうございます。おっしゃられたとおりに、前回の一般会計からの繰り入れの時期は、そのとおり構造的な問題だったと思います。今回は突発的新薬というものに、言うなれば——あつ、やめておきます。例えが間違っていたら大変なことになりますから言いませんけど、今回は突発的なことで、それこそ幾らか、今まで100だったのが6割、7割ぐらいに費用が落ちついてくるのかもわからないし、さまざまなことは考えられます。ただ、市長もおっしゃったとおりに、今、現実ではなくて想定の中でお話をしていますから何とも言えませんが、しかし、その中でも私はやはり厳しい状況が、来年度のこの時期はもっと厳しい状況が来るんじゃないかなという気がしておりますので、先ほど市長はある程度の情報が入り次第、また議員のほうにも連絡をするということですので、それをお願いしておきたいと思います。

結論というものはここでは出ませんが、しかし、前向きに私たち議員も対処していかなければならないと思いますので、担当課の方も大変でしょうが、ひとつよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第43号 専決処分事項の承認について（平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第43号は提案のとおり承認されました。

次に、議案第44号 専決処分事項の承認について（平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第44号は提案のとおり承認されました。

日程第10 議案第45号～議案第47号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10. 議案第45号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についての3議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第45号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定、議案第46号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第47号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定までの3議案について関連しますので、一括して御説明いたします。

議案書は19ページから、議案説明資料は14ページからでございます。

提案理由は、いずれも鹿島市特別職報酬等審議会の答申の内容を踏まえまして、市長、副市長及び教育長の給料月額、それから議員報酬の額をそれぞれ改定したいので、このような案を提出するものでございます。

議案説明資料のほうで御説明いたしますので、まず議案説明資料の17ページをお開きください。

改正理由でございますが、先ほどの提案理由のとおり、平成27年度鹿島市特別職報酬等審議会の答申の内容を踏まえての改正ということになります。

鹿島市特別職報酬等審議会について御説明しますが、市長及び副市長の給料並びに議会の議員報酬の額の改定につきましては、人事院勧告、市内の産業の状況、社会情勢、それから市の財政状況等を踏まえ、経済の変動を反映させると同時に、市民の皆様に納得していただくことが重要であるという基本的な考え方から、市内の公共的団体等の代表者その他住民8人で組織されます鹿島市特別職報酬等審議会に諮問し、審議していただいております。

今回は本年2月8日に第1回目の審議会におきまして諮問し、全部で4回にわたり審議会

を開催し、3月25日に答申をいただいたわけでございます。

答申内容は、実質公債費比率などの財政指標が改善していることや、それから平成17年、19年に減額改定の後、これまでずっと据え置きであるという状況などの理由から1%前後の引き上げが妥当ということでございました。

18ページをお開きください。

改正内容でございますが、表をごらんいただきますと、市長が月額778千円を8千円引き上げて786千円に、副市長が月額631千円を4千円引き上げて635千円に、教育長が月額593千円を3千円引き上げて596千円に、議長が月額416千円を4千円引き上げて420千円に、副議長が月額350千円を同じく4千円引き上げて354千円に、議員が月額331千円を3千円引き上げて334千円にするものでございまして、率でいいますと、0.5%から1.1%の引き上げをお願いするものであります。

なお、教育長につきましては、教育公務員で一般職の扱いになり、特別職報酬等審議会の審議の対象とはなっておりませんが、給与は一般職とは別に定められており、改定の答申があった際は、市長及び副市長と同様の改定を行ってきているため、今回引き上げをお願いするものでございます。

次に、施行期日ですが、来年の4月1日からとしております。これは本来であれば可決後すぐに施行するというのが従来のやり方ではありますが、この改定によりまして今年度において増額する経費を、今回補正予算で計上を予定しております平成28年熊本地震に係る経費の一部に充てさせていただくという趣旨で、来年の4月からとさせていただいております。

市長及び副市長の給与並びに議会議員の報酬につきましては、その額の変遷と申しますか、経過を簡単に御説明いたしますと、平成7年に4%前後の引き上げ改定の後、平成15年に2%、平成16年に約1%の引き下げ改定を実施しております。その後、平成17年に市長が約10%、副市長が約7%、議会議員が約2%の引き下げ、平成19年に議長及び副議長が約5%、議員が約3%の引き下げ改定を実施しております。これはいわゆる財政基盤強化計画によるものでございます。また、鹿島市議会におかれましては、独自の財政基盤強化計画として平成16年10月から議会改革の見直しを検討され、平成17年6月定例会におきまして鹿島市議会議員定数条例の一部を改正する条例で定数を22人から16人に改正されております。その後、一時的に市長及び副市長の給料については、東日本大震災の復興財源に充てるということで10%のカットを実施しておりますが、基本的に現在まで給料及び議員報酬の改定は行っていない状況にあります。

資料の14ページから16ページは、それぞれ条例の新旧対照表となっております。市長、副市長及び教育長、並びに議会議員の議員報酬月額を、先ほど申しました金額に引き上げる改定の内容でございます。

以上で議案第45号から議案第47号までの3議案につきまして、一括した説明を終わります

が、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま説明をいただきました案件について質問をいたしたいと思いますが、まず今回の引き上げにつきましては、鹿島市特別職報酬等審議会への諮問、そしてその答申によるものだというのですが、この審議会委員が8名ということですね。そして、先ほどの経過の説明の中に4回の会議があつておりますが、この会議には皆さん参加して会議が行われたのか、大体出席率はどういう状況の中で会議が行われたのか、まずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この特別職報酬等審議会の開催につきましては、まず前もって日程調整をしますので、ほぼ毎回全員の出席を前提としてやっておりますが、回によっては1名の欠席とか、そういった欠席はございましたけれども、ほぼ全員の出席で開催をしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

8名しかいない審議会委員さんでありますし、特に重要な案件だと思います。そこにはほぼ全員出席というような、そういう回答というのは、やっぱり全員が出席して行われましたというくらいの審議がされて、私は本当だと思います。それは結果としてそういう結果が出ておりますので、今後はそういうのに参加できるような人がちゃんと任命されるということをするべきだと思いますが、その任命についてはどうなんですか、ここにそれぞれの区長会だとか農業協同組合とか、いろいろありますが、これはそこから誰か出るのか、それとも個人的にそこの中から指名がされるのか、その辺までお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

まず、この審議会の選出団体ですけれども、この選出団体そのものを、まずこういった団体でいいかというのを毎年確認してから、その確認後、例えば、この団体には推薦依頼をこ

の特別職報酬等審議会の委員として団体に推薦をお願いして、その回答を得て、こちらからお願いをするというような手続をとっておりますので、あらかじめ個人を指名するものではございません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

団体を指定して、今度は団体から選ばれる人は個人的に特定の人になってくるんですか、それとも誰でも参加をしていいという形になるんですか。その会議のときに1回目は、例えば、農業団体なら農業団体から、次のときは違う人が来るというような形でいいのか、それとも例えば松尾征子なら松尾征子として農業から選出されたということならば、そういう形になっていくのか、その辺どうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

推薦はその団体の個人を推薦していただきますので、この審議会がある限りは同じ人が出ていただくということにしないと、審議が継続できませんので、同じ人が毎回出てきていただくようになります。代理というのはございません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

次、お尋ねしたいと思いますが、これまで何回も報酬審議会も毎年といたしますか、大体あっていると思いますが、何年か全く値上げというのはあっていないわけですが、一番の要因というのは、いろんな状況で、市の財政の問題が一番の大きな、上げられない要因があったと思いますが、そういう中で、この4回の審議会の中で、特に議会議員についてどういう意見が出されて進行してきたのか、審議会の中で出された意見について、なるべく詳しくお答えください。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

審議会での意見ということで、答申の中にそういったのが付託されておりますので、そこ

の文書を読みますと、鹿島市をよくするために議会でもレベルの高い人が出てきて、頑張れるような報酬のあり方を考えなければならない、今後のためにある程度上げる方向でなければならないと思うとか、現在議員の報酬を上げる、上げないの話ではなく、報酬が上がれば魅力を持ってやろうとする人が出てくると思う、しかし、今の待遇であれば会社をやめてまでやろうというふうにはならない、そういったこと、それから議員についてはもっと積極的に議員活動の内容を知らせてもらわないと、何をしているのか見えてこない、そういった意見もございます。

それから、報酬を上げるとすれば、定数を例えば2人分減らして、財政に影響ない状況をつくり出せば影響は少ないし、議員さんたちのモチベーションも上がり、活動内容がよい方向に動いていくのではないだろうか、そうしていると、そこに対して魅力を感じる人たちが出てくるのではないかと思うというような意見が出ております。

附帯意見として、議員について、個々の議員活動がわかりにくいという意見が多くあったので、SNS等を使って議員活動状況を市民に積極的に周知していただくよう要望するというふうな附帯意見がついております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろんな意見が出されておりますが、特に議員に対しては活動が見えにくいとか、いろんなそういうのが出てきていますね。私は、議員の動きが見えにくいというのは、一つは定数が少なくなったのも大きな要因があると思いますが、それはそれとしていいわけですが、それと先ほど言われましたが、報酬が低いので魅力がないからというような、確かにそれもあると思います。

ここで市長にお尋ねしたいと思いますが、私は議員の報酬というのは、本来は生活給じゃないんだけど、議員が活動できるだけの報酬でなくてはいけないと思います。ですので、議員報酬というのはどういうものなのかと、私は3月議会でお尋ねをしたと思います。そのとき、ちょうど諮問している時期だから答えられないと市長はおっしゃいました。もう答申も出ておりますので、いいと思いますが、市長、本来、議員の報酬というのはどういうものなのかと、どういうのが基準になっていくのかと、その辺について市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

議会議員の報酬のあり方というのは、いろんな見方があると思います、どっちから見るか。

ただ、地方自治法の規定をごらんになりますと、実は執行部といいますか、市長、副市長と議員とは使い分けをしているんですよね。これは御承知だと思います。どういうことかという、市長ということからいきますと、市長の場合は給料を払うと決まってるんですよね。それから、議員の場合は報酬を払うと決まっているんですよ。つまり、そこで少し法律、制度自体が同じじゃないよということじゃないかと思います。個別の規定はいっぱいありますけれども、労働の対価という意味ではそんなに本質は変わらんんじゃないかとは思いますが、やはり職務のあり方について、かなり違った期待を、制度をしているんじゃないかと思えますね。

というのは、我々は職務に専念をしないといけないと、ただ、一般職の職員は勤務時間が決まっていますけど、市長の場合は勤務時間がございませぬので、そこは違います。一般的に執行部に期待されているのは職務に専念しなさいねということだと思います、制度は。議員はそここのところは、こっち側にいる人間ほどきちっとした制約はございませぬです。したがって、報酬という規定になっているのかなど。一般論で言いますと、給料とか給与というのは常勤的な人たちとか従業員に払われるというのが世間の解釈です。報酬の場合は、役員と弁護士とか、例えば、事例を挙げると、建築業、大工さんと言ったほうがいいでしょう、差別じゃないつもりで大工さんと言っていますから、そういう人は一般的に報酬ですよ。ですから、そここのところは制度自体も違うかなと思っています。全く同じということではないんじゃないかと思えます。そのため、私たちはほとんど兼職をいたしておりませぬ。

特に一般職の人間はです。私自身で言えば、職務専念できるように、可能な限り市長の職に集中していると。皆さんの場合は、端的に言えば、ほかに仕事しなさいよかですよ。そこが違うんじゃないかなと思っています。したがって、議員の報酬だけがこのくらいじゃないといけないというような形で捉えるというのは非常に難しいと思っています。違いはあるんじゃないかと私は思っています。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かに市長の立場と議員の立場というのは違いますよね。先ほどおっしゃったように、私たちは仕事をしたいと思えばしてもいいしというような立場ですが、議員の活動のあり方というのが、最近はいつも私申し上げますが、大きく変わってきたと思うんですよ。昔はよくどぶ板議員やっぎ、よかばいとか、そこだけでもよかばいというような話を聞いたこともありますが、今はそういうことは通用しない。もう本当四六時中それに専念しなくちゃいけないというような現状があります。極端に言いますと、24時間束縛されていると言ってもいいくらいの議員の活動というのは今すごく広がってきていると思うんですよ。そういう面からいきますと、私たちが生活のためにどこかに就職して、そして議員活動を並行してやる

というのは非常に困難ですね。そうなりますと、議員活動がおろそかになってくるというようなこともあるわけですよ。

だから、そういうのから考えると、やっぱり議員の報酬というのがどうあるべきかというのは、もうずっと前からしたら大きく変わっていると思いますね。確かに今いる16名の議員もそれぞれの任務を持った人もいらっしゃいますが、やっぱりそれをしないと生活を支えなくてはならないというような状況になるわけですから、そういう形になると思いますね。市長なんかも、市長は専念してなさっていますが、どこかの知事さんが今大きな問題になっていますが、月のうち何日間かしか出勤しないと、仕事も何をやっているかわからん、それも首長としてはできると言えばできるわけですが、それは許されないものであって、そういう状況です。

だから、私はこれから議員の報酬のあり方、議員の活動のあり方というのも考えていかなくちゃいけないと思うんですが、特に最近議員定数も減ったということもありますが、議員に出馬する人が少なくなりましたね。議員の立候補が少なくなった要因がどこにあるとお考えですか、市長。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

私、正直言って、議員に選挙に出た経験がないものですから、実感が湧かないんですけども、さっきの答申の中で、ある程度の水準がないと、その仕事につく者は魅力がないだろうと、これは議員もそうなんだけど、私たちもそうだと思うんですよ。だから、上げろって言っているんじゃないですよ。それは同じだと思います。ただ、もし勝手に言えるとするれば、政治活動というものと議員活動というものが仮に線引きができれば、政治活動には自分で極端に言えば、どういう方法であろうとも、法律に違反しない限りは資金を集めていただいても結構です。それは一定のルールのもとに政治資金を集めて、ちゃんと管理をしてということは現に許されていますよね。だから、それはやってもいいと、法律の枠内ではですよ。それを報酬で解決しろということになりますと、話は少し変わってくるということじゃないかと思います。

となると、今度は逆に、何というんですかね、出勤状態からどんなことしよんさるですか、誰かがチェックして、あんたの給料このくらいと言わんといかんのかなという話にもなりかねないということになると思いますね。今はそれはある意味でお任せですよ、皆さんがどういうお仕事をされるか、どうい所得を得ておられるか、しっかりとにかく頑張ってくださいということしかないと思います。

だから、こういう場所で報酬のあり方まで、生活まで保障するというのはつらいんじゃないかと思いますね。そこが混線したのが、さっきいみじくも言われた、どこかの知事さんの

話にひょっとしたら集約してくるのかもしれませんがね。私はきちっと与えられたものはある程度の対面と、それは外見的に保持しないといけないですから、それと職務は忠実に頑張ると、いつか申し上げたと思いますが、私の磁石は北を指しているんじゃないで、鹿島を指していますという話を申し上げたように、一生懸命対応したいと思いますが、皆さんの報酬の水準まで言及できる経験も能力も制度的にも与えられておりませんので、そのくらいで勘弁をしていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、政治活動と議員活動というふうなことをおっしゃったと思いますが、必ずしもかけ離れていないと思うんですよね。やっぱり議員活動していく中では、それぞれのいろんな問題を解決していく、いろんな問題を取り組んでいくという中には政治と絡んでいくわけですから、並行していくというのがありますから、別個ではないと思います。

それと、私と思いますが、本来、議会の議員として出てくる人は、いろんな階層の人たちが、いろんな職種の人たちが出てくるのが一番理想だと思いますね、それぞれの立場で意見を言い、そして市民のために働く。やっぱり今の報酬のようなあり方では、ちょっとそれが困難になってくると。例えば、若い人たちが出てくるとすれば、仕事か何かないと、それに専念してということになれば、これはなかなかできないというようなことになるし、特にほかの自治体では、報酬のほかに政党助成金じゃない、何ですか。（発言する者あり）政務活動費というのが出されておまして、私たちも何度も要求をしてきましたが、それはないわけでした、そういう形で議員活動の保障というのなされているところもあるわけですよね。だから、その辺では今後の鹿島市の活性化イコール議会も活性化していかんといかんと思いますが、そのためにはその辺についても、もう少し全体として考えていく必要があるんじゃないかなという気は私を持っています。

だから、何度も言いますが、必ずしも生活給じゃないんだけど、活動の保障と。市民の方で御存じない方いっぱいあるんで、私たち議員は500千円以上と思われているんですね。ボーナスも今度よんにゆうもらうねと言われます。確かに新聞報道で公務員がどれだけだったと出ますね。私たちが今、御存じのように税込みで331千円、いろんなのが引かれて手取りが大体二十四、五万円です。その中からみんな活動するわけで、例えば、極端な話、走り回ると油代も要りますし、いろんな報告のための印刷代とか、いろんなものも要りますし、今、議員の人も大分報告書なんかも出されている方が多いわけですから、そういうのでいろいろお金はかかりますし、そういう状況ですので、私はやっぱりある程度の活動保障ができるような体制をとっていくのが本当だなという気がしています。そういう状況にありますので、本来は議員が活動できる体制をとるということです。

ただ、今、私は考えますと、鹿島市民の皆さんが議員は余計取りよるけんよかたいねとおっしゃるように、先ほど審議会の中でも出たというように、議員の活動が見えないとか、確かにそういうところもあると思います。そういうことになりますと、給料ばかりよんにゅう取ってというような声も出る場所がありますので、私たち自体もその立場で活動していかなくちゃいけないと思いますし、特に今私たちがやらなくちゃいけないのは、市民の皆さんたちの暮らしをいかに向上させていくかということで、この国の政治の圧力の中で、どう取り組んでいくのかというのを考えながら、私たちが市民の皆さんから、もっと議員は給料ばやらんばいかんばいと言われるような活動をいかにするかということも大事だと思いますが、そういう形で私は今後も取り組んでいきたいと思いますが、ぜひ報酬審議会なんかで出た意見を、細かい意見を私たち議員にも言っていただいて、そして改善すべきところはしていかんといかんと思いますので、ぜひそういう形でお互いに高めていくという立場をとりながら活動をするという立場で私は行きたいと思います。

質問はもうこれで終わりますが、そういう形で、いろんな問題がありますが、やっぱり今の財政が困難な中で大変なことはわかりますが、そのところはしっかりと私たち自身も抑えながら活動をしていくという立場でこれからもやっていきたいと思いますので、質問は終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、ただいまの議案第47号について討論を行いたいと思います。

私は、この議案には反対の討論をいたします。

議員報酬について、私は本来、議員活動が保障されるべきものだと思います。ちなみに、現在の鹿島市議会議員の月額報酬は331千円です。これは全国1,666自治体の中で695番という数字が出ておりましたが、これは特別関係ないかもわかりませんが、議員報酬は市長など特別職の報酬、一般の職員のように国の定めるものによるものではありませんが、鹿島市は市民の皆さんから選ばれた8人で鹿島市特別職報酬等審議会が組織されています。市長から報酬値上げなどに対しての諮問がなされ、審議をしてもらおうということになっております。今回も諮問がなされ、4回の審議がなされ、答申が出されています。先ほどの説明の中にもありました諮問内容と答申の内容に沿って、今度の値上げが出されていると思います。審議会の皆様にも真剣に審議をしていただいたと思います。

さて、私は冒頭申し上げましたが、議員活動が保障される報酬でなくてはならないという考えを持っております。もちろん、議員報酬は生活給ではありません。今の鹿島市の報酬では議員が十分に活動を保障されるものではないと思っています。税込みの331千円、手取りは議員により少々差し引きの違いは異なりますが、平均二十四、五万円前後の手取りです。今、議員の活動は以前と比べ非常に活動内容が複雑になっています。四十数年前、私が初めて議会に入ったころは、どぶ板議員などという言葉をよく聞きました。今はそうではありません。市民の皆さんからの要求や相談も複雑になりました。簡単に済まない問題も多くあります。ほかに勤めを持って仕事なんて全く無理です。今の議員は常勤の活動と同じです。24時間束縛されていると言ってもいいくらいです。このような状態ですから、例えば、議員になるためにある程度議員報酬のほかに収入や財力のある人しか議員になるのは難しい状況です。ほかの自治体では、報酬のほかに活動を保障する政務活動費などもありますが、鹿島はありません。今の16人の議員を見てもわかると思います。公務員を退職して年金の保障がある人、会社や商売をされている人、第1次産業の人などは何とかそういう形で生活の保障があられると思います。私などは何とか連れ合いの年金があるので生活ができていくということです。収入の少ない勤労市民、家庭を支えなくてはならない男性、さらに収入のない若い人が議員になることは非常に困難です。いろんな階層から市民の代表が議会に出るべきですが、まず収入が少ないことが立候補を少なくしている要因でもあると思います。

さて、長年据え置かれてきた議員報酬、今回3千円の値上げが提案されています。ただ、今日の鹿島市内の市民の暮らしを見るとき、喜ばないものがあります。アベノミクスにより国民の暮らしは落ち込んでいる、3年間のアベノミクスの恩恵を受けた人が鹿島にどれだけいらっしゃるか、全くないと言っても言い過ぎでないと思いますが、それどころか、消費税が8%に増税されたことで購買力の落ち込み、安倍総理さえ国会でこんなに落ち込むとは思わなかったと発言する状況です。第1次産業、皆さんいろいろ努力をされていますが、思う収入にはなりません。このことは商店街にも大きく響いています。外から見た商店街の店先はきれいに飾られていても、中は火の車というところも見受けられます。

もちろん、後継者の問題もありますが、第1次産業にしても商店街にしても、収入が十分にあれば都会に勤めに出ている子供たちが跡継ぎをするでしょう。それがないわけです。今、商店においても国保税が払えない、借りて払っています。払わなくてはならないことはわかっているけど、仕方ないから払っていませんという人も少なくありません。先ほどさらに限度額の値上げで国保税が上がりました。こんな市内の市民の皆さんの暮らしの状況のとき、私は3千円の値上げをありがとうございましたと賛成することはできません。今、私たちがやらなくてはならないことは、市民の皆さんの経営や暮らしがよくなるために力を尽くすことだと思っています。このような理由で、私はこの議案には反対をいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第45号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第45号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 議案第48号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

議案第48号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は25ページから、議案説明資料は19ページからでございます。

今回の条例改正は、児童福祉法の規定に基づき厚生労働省令が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたしますが、19ページから24ページは新旧対照表でございますので、後ほど御確認ください。

次の25ページをごらんください。

今回の改正理由は、家庭的保育事業等における保育士確保への対応などのために、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、都市部における待機児童解消と受け皿の拡大が目的でございます。

改正内容は、保育士不足の解消に向け、厚生労働省令では保育士の配置基準の一部について弾力的な運用を可能とするため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準など関係省令の一部改正が行われました。今回の省令改正を受け、条例で定めている基準について、以下のとおり改正を行うほか、引用法令の一部改正に伴い、設備基準の改正を行うものでございます。

改正の具体的な中身は、(1)から(5)の5つの項目でございますが、対象事業所の基準は次の26ページの下段に、また厚生労働省令の改正後の基準の抜粋を27ページから記載しておりますので、後ほど御確認ください。

まず、改正の1つ目は、家庭的保育事業等に係る保育士の数の算定における資格要件において、1人に限り保育士とみなすことができる資格の保健師または看護師に准看護師を追加するものでございます。

2つ目が、保育士配置は最低2人必要でございますが、朝夕などの児童数が少ない時間帯に限って、保育士と同等の知識及び経験を有すると認められている者1人については保育士とみなして活用することができるものでございます。

3つ目は、幼稚園教諭等の活用であり、必要保育士数の3分の1を超えない範囲で幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭を保育士にかえて活用することができるものでございます。

4つ目が、保育の実施に当たり、認可の際に最低基準上、必要となる保育士数を上回って配置している保育士数について、3分の1を超えない範囲で保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を活用するものでございます。

5つ目は、建築基準法施行令の一部改正に伴う避難用設備の基準の改正でございます。

施行期日は公布の日でございます。

なお、鹿島市内における家庭的保育事業等に該当する施設は、現時点ではございません。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御説明について質問したいと思いますが、正直言いまして、私、これがどういうものかよく見えません。お尋ねしたいと思いますが、この文章の中に現在、鹿島市内において家庭的保育事業を行う施設はないということで載っておりますが、今はないわけですが、鹿島の状況の中でこういうのが生まれてくる要素といたしますか、そういうのがあって

しょうか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

家庭的保育事業の対象というのが小規模保育ということで19人以下だったり、事業所内保育所ですね。この事業所内保育というのは、市内に3カ所事業所がございますが、そちらのほうがこの事業を希望されていないので、現時点でないということになります。

また、居宅型訪問とって、保育を必要とする方に保育士相当の方が出向いて保育をするということも可能ですので、そういったことを希望される保護者がいらっしゃったり、もしくはそういうことで子育てを支援したいという方がいらっしゃって、こういう事業の認可をされることがあったらば、こちらとしては指導しながら認可していくことになりますので、今後絶対ないとは限らないと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それで、ちょっとよくわからないので、お尋ねします。

例えば、一企業にそういう子供さんを預かってというところがあった場合には、これに対してはほかの保育所の対応みたいに、行政自体が保護者の配置だとか、いろんなのをやるんですか、それともその実施される企業がやられるのか、その辺の状況はどうなるわけですか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

認可外の事業所内保育所なども一般の保育所と同じように県の監査、今は市が行っておりますけれども、一般的な事業所内保育については県の監査が児童福祉法に基づいて行われるようになっておりますので、いろんな調書も全て保育所と同じように基準がございまして、それに従って行ってもらうようになっておりますので、もしも何かあったときには県のほうからの指導が行われて、それに関して改善をされるようにということで、ある程度の道筋というか、規定はあります。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

最後にしますが、もう1つ確認です。

じゃ、やられるときは事業所が運営は主体になる、事業所が運営をしなくちゃいけないと

ということになるんですかね。極端に言えば、財政的な出費その他あると思います、保母さんのね。そういうのはそういうふうになるのですかね。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

まず、この認可事業なので、一応申請をされて、基準が通って開設するとなったら、子ども・子育て支援法の基準に基づいて保育に当たる補助金をお渡しすることになると思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。2時35分から再開します。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第12 議案第49号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第12. 議案第49号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

議案第49号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は28ページから、議案説明資料は30ページからでございます。

今回の条例改正は、小中一貫教育を行う新たな学校の種類、義務教育学校の制度化について、学校教育法の一部改正が行われ、厚生労働省令が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたしますので、まず31ページをごらんください。

今回の改正理由は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、学校教育法の一部改正により、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、条例で放課後児童支援員の要件の一つとして、学校の教諭となる資格を有する者と定めている部分について、義務教育学校を追加するものでございます。

具体的には前のページ、30ページの新旧対照表をごらんいただきますと、第11条（職員）の第3項第4号に義務教育学校を追加するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第50号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第13. 議案第50号 鹿島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第50号 鹿島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は30ページから、議案説明資料は32ページからとなります。

提案理由は、行政不服審査法の施行等に伴いまして所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料のほうをごらんください。

資料の33ページに今回の改正の概要を示しておりますので、そちらのほうから説明いたします。

まず、1番目の改正理由ですが、行政不服審査法が全部改正され、本年4月1日から施行されたことなどに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2番目の主な改正内容ですが、市営土地改良事業の経費に係る分担金やほかの使用料、加入金、手数料の徴収に関する不服申し立ては、行政不服審査法では、他の法律に特別の定めがある場合は、その法律によるものとされ、そこで、地方自治法において従来の行政不服審査法の60日を30日以内に短縮する特例が設けられておりました。

今度の行政不服審査法の改正では利便性の向上を図る観点から、60日から3カ月に延長されたところであり、この改正に伴い地方自治法の30日以内に短縮する特例が廃止されましたので、同様の特例を定めていた条例を改正するものでございます。

これによりまして、今後の不服申し立ては、特例の30日以内から3カ月以内の間に行うことができることとなります。

施行期日は、公布の日としております。

33ページ、下のほうに行政不服審査法の抜粋を載せておりますが、この法第1条第2項のアンダーラインの部分が先ほど申し上げました他の法律に特別の定めがある場合の規定でございます。

その次が、地方自治法の新旧対照表でございまして、次の34ページに、法第299条第3項が分担金、使用料、加入金等の審査請求が改正前の行政不服審査法第14条、異議申し立てが第45条に当たりますが、この期間が30日以内とされていたものを削除されたことにより行政不服審査法の規定のとおり3カ月以内ということになります。

そこで、資料の32ページの条例の新旧対照表をごらんください。

条例第4条で賦課に対する異議の申し立てで30日以内とあるのを今回削除し、行政不服審査法の規定により行うこととするものでございます。

第1条の地方自治法第224条は、分担金の徴収に関する規定でありまして、この法令を新たに引用するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 鹿島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第51号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第14、議案第51号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

補正予算書と議案説明資料に基づき説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。議案書は32ページとなっております。

議案第51号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

お手元の補正予算書をお願いいたします。

1ページをお開きください。

今回の補正は予算の総額に48,398千円を追加し、補正後の予算の総額を13,652,398千円といたすものでございます。

2ページをお願いします。

2 ページから 5 ページにつきましては、今回の補正の集計表となっております。

6 ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正について御説明いたします。

追加分の農業振興地域整備計画策定業務につきましては、計画策定作業期間に18カ月を要するために期間を平成29年度までとし、限度額3,500千円を補正するものでございます。

7 ページから 8 ページにつきましては、今回の補正の事項別明細書となっております。

9 ページをお開きください。

歳入について主なものを御説明いたします。

13款 2 項の国庫補助金は、総額58,497千円の減額となっております。4 目．農業費国庫補助金で、農地多面的機能支払交付金が交付ルートの変更に伴いまして、県補助金となったことにより減額いたしております。

10ページをお願いします。

14款 2 項の県補助金は、総額68,329千円の増額となっております。1 目．総務費県補助金で、さが未来スイッチ交付金7,824千円を新規に計上いたしております。また、4 目．農林水産業費県補助金で、農地利用最適化交付金2,008千円を新規に、農地多面的機能支払交付金は国庫補助金からの組み替え、強い農業づくり交付金等につきましては、補助名の変更に伴い、それぞれ組み替えを行っております。

14款 3 項の県委託金は、総額677千円の増額となっております。5 目．教育費委託金で外部専門機関と連携した英語指導力向上事業委託委員200千円を新規に計上いたしております。

12ページをお願いします。

16款 1 項の寄附金は、総額289千円の増額となっております。1 目．総務費寄附金で株式会社ジェイエイビバレッジ佐賀様から御寄附をいただきましたので、ふるさと創生寄附金を増額いたしております。

17款 1 項の基金繰入金金は、総額31,000千円の増額となっております。ことし3月にいただいた旭九州株式会社様からの寄附を活用するために、ふるさと人材育成基金から5,000千円増額、財源調整分といたしまして財政調整基金から26,000千円を増額いたしております。

14ページをお願いします。

19款．諸収入、5 項．雑入は、コミュニティ助成事業助成金6,600千円を新規に計上いたしております。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料の35ページをお願いいたします。

35ページから37ページにつきましては、今回の補正の増減比較表となっております。35ページは歳入の補正増減比較表、36ページが歳出の目的別増減比較表、37ページは歳出の性質別補正増減比較表でございます。

38ページのほうをお願いいたします。

38ページにつきましては、歳入の概要となっておりますが、先ほど予算書で御説明いたしましたので、説明は省略いたします。

40ページのほうをお願いいたします。

歳出補正の概要を御説明いたします。

まず、ナンバー1の一般管理事業は、さきに発生いたしました熊本震災に係る被災地への義援金5,000千円を新規に計上いたしております。

ナンバー2の地域振興一般事業につきましては、コミュニティ助成事業交付金の決定がございましたので、南舟津区、行成区の伝承芸能道具整備及び高津原区自主防災会の防災資機材整備に合わせて6,600千円の交付金を新規に計上いたしております。

また、さが未来スイッチ交付金として9事業に6,669千円の交付金を新規に計上し、また、株式会社ジェイエイビバレッジ佐賀様からの御寄附がありましたので、ふるさと創生基金への積立金289千円を計上いたしております。

ナンバー3の「肥前鹿島干潟」を活用した地域づくり事業は、さが未来スイッチ交付金を活用し、ラムサール条約湿地登録、肥前鹿島干潟の保全利活用計画策定や望遠鏡等を整備する経費5,150千円を新規に計上いたしております。

ナンバー4の農業委員会一般管理事業は、本年4月から新制度へ移行した農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動手当を2,232千円増額計上いたしております。

ナンバー5のサフラン栽培実証事業は、サフラン栽培の拡大や加工品の商品化等への鹿島市さが未来スイッチ交付金1,800千円を新規に計上いたしております。

ナンバー6の強い農業づくり交付金事業の園芸分につきましては、T P P対策として創設されましたナンバー7の産地パワーアップ事業へ組み替えを行っております。事業内容の変更はございません。

ナンバー9の災害対策一般事業は、さきに発生しました熊本震災に係る災害派遣職員に係る経費や避難者支援補助金を含め19,084千円を増額いたしております。

ナンバー10の「外部専門機関と連携した」英語指導力向上事業は、県の調査研究事業委託を受けて行うものでございまして、佐賀大学と連携して英語活動の指導力向上を図る経費として202千円を新規に計上いたしております。

ナンバー11の小学校管理事業は、3月においただきました旭九州株式会社様からの寄附を活用し、4小学校のピアノを購入する経費5,500千円を計上いたしております。

ナンバー13の伝統的建造物群保存地区選定10周年記念事業は、10年間のまちなみ保存活動を振り返るイベント等を行う事業に対する鹿島市さが未来スイッチ交付金2,261千円を計上いたしております。

ナンバー14の予備費を489千円減額し、財源調整を行っております。

なお、さが未来スイッチ交付金の対象事業といたしましては12事業、予算計上事業費は15,880千円となっております。

今回の補正予算の主な内容は以上でございます。42ページには基金の状況を掲載しておりますが、説明は省略いたします。

以上で説明は終わりますが、御審議よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

質問させていただきます。

議案の補正の資料で、未来スイッチ交付金、19ページです。未来スイッチ交付金の中でサフラン栽培による中山間地の活性化事業とありますけど、これについてまず質問します。

これは新しく課長になられたので、江島課長に質問したいと思っておりますけど、交付金の中で、多分こういうのって、活性化施設のほうも協力しなきゃいけないのかなと思うんですけど、海道するべで、こういった形で教育していくのかということと、こういった今回のさが未来スイッチ交付金の中で海道するべとして、どういうふうな形で今後協力して地方を活性化していくのかという点についてお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

江島産業支援課長。

○産業支援課長（江島裕臣君）

お答えします。

まず、このサフラン栽培の実証のほうなんですけれども、まだ具体的には商品化というような形では、今検討されておられる状況というふうに伺っております。先日、この協議会の代表の方ともお会いしまして、海道するべでもお手伝いできることがあればお手伝いしますということで、情報共有をしておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

海道するべが、その研究施設というのが主な目的なので、こういったのにどういうふうに生かされるのかということと、ほかのスイッチ交付金の中では、海道するべとしてはほかに協力体制とかはないということですかね。主にサフランに関して言えば、どういう形で取り組みができるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

サフラン栽培については、農林水産課のほうがこのところをタッチしておりますので、私のほうから回答したいと思います。

サフランにつきましては、中山間地農業研究協議会ということで協議会を立ち上げまして、そこで栽培をやってもらっているところでございます。ことしで3年目ということになります。昨年が、さが段階チャレンジ交付金を活用しまして、今のスイッチ交付金の前の事業、これを活用しまして、サフラン栽培の拡大というふうな意味がございまして、球根の購入、それとかイノシシ対策とか、あるいは室内で栽培しますので、室内栽培の整備というようなことで、昨年のチャレンジ交付金を活用して、そういう整備をされております。

ことしは、さらなる面積の拡大ということと、加工品の取り組みというふうなことで、昨年購入しましたサフランが今畑に11月に植えられて、5月に掘り起こしていらっしやいます。それで、昨年の植えられた球根が倍になっているというようなことで、それを今、部屋のほうにつり干して乾燥させてもらっておりますけれども、それを室内栽培でトレーに入れて花を咲かせるというようなことで、11月ごろ花が咲く予定でございますけれども、その花の咲いた雌しべを活用しまして、鹿島にあります酒かすを活用しまして、それを使ったドレッシングなんかを研究されるということで、昨年試作的に研究されたわけですがけれども、ことしドレッシングを完成させたいということで、ことしその加工品に取り組みされるということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

ありがとうございます。

また別の質問なんですけど、次、21ページで、また新しく課長になられた市民課の幸尾課長に質問しますけど、災害時とか震災時における市民課の対応とかについて聞きたいです。

21ページに、例えば、災害のことを書いてありますけど、こういうふうなところに関連して、災害時における市民の転出や転入、また、いろいろふだんの業務に市民課においてどういふような影響があるのかとか、さきの熊本地震での影響とか、その転出転入とか、そういったところでは、市民課としてどのような対応をされているでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

幸尾市民課長。

○市民課長（幸尾かおる君）

お答えします。

市民課では、転出、今のところは転入になりますかね、そういう相談のときに熊本からい

らっしゃったのか、災害の関係があるのかということをお聞きいたしております。該当するようであれば、関係の保険だったり、それから要支援の必要性などをお聞きしているところ
です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

それで、今回の熊本の地震ではそんな影響がなかったということでもいいんでしょうか。

それと、例えば、鹿島市がこういう被害をいろいろ受けたときには、災害時におけるその体制づくりというのをきちんと市民課は、かなりいろいろ市民の皆さんに直接関係されるところなので、その部分も考えてもらいたいんですけど、もし、我が鹿島市、私たちの鹿島市が被災したときに、そういった災害時の対応というのをしっかり考えておられるのかどうか質問します。

○議長（松尾勝利君）

幸尾市民課長。

○市民課長（幸尾かおる君）

お答えします。

今後、鹿島市において、そういう状態になった場合には、福祉ですとか、また、総務のほうでの連携をとりながら、適時対応していきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

二、三点質問させていただきます。

議案説明資料の40ページです。

先ほど中村議員のほうから、サフラン栽培の実証事業ということで質問があっていたので、私はここは思っただけですけども、言わせていただきたいと思います。

中山間地にはなかなか新しい作物とかできない状態である中で、こういった感じで研究されているということは、非常に市としてもバックアップをしてほしいと思いますし、地域でぜひ盛り上げていただきたいと思いますので、農林水産課のほうには、ぜひこの件に関しては成功するようにバックアップをしていただきたいと思います。

それで、質問ですけど、40ページの6番、7番ですね、強い農業づくり交付金事業が組みかえとして産地パワーアップ事業に、今回、事業内容の変更にはないということで説明いただきましたけれども、強い農業づくり交付金に関しては新年度予算で説明をいただき、そして、現地視察もさせていただきました。中身のほうはわかっておりますけど、どうして今この時期に6月補正で組み替えがあったのか、その中身を教えてください。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

お答えします。

強い農業づくり交付金事業は、集出荷所の整備なんかに使える事業ということで、当初強い農業づくり交付金事業ということで国のほうには申請しておったところでございます。ただ、この強い農業づくり交付金事業は、全国的に手を挙げる事業主体が多いというふうなことで、中身がポイント制で、ポイントが高いものから優先的に採択されるというところがございます。昨年、タマネギ選果場でも強い農業づくり交付金事業で要望しておって、結果的にはポイントで落ちて別の事業で変わったという経過がございました。

ことしも強い農業づくり交付金事業を要望しておったわけですが、去年、27年度の補正で産地パワーアップ事業という新たなT P P関連の事業ができております。それで、県と協議していく中で、国のほうではこの産地パワーアップ事業のほうが事業費が多くて、採択がされやすいというようなことで話がございまして、県のほうが国のほうと協議をしてもらっていたわけですが、4月にこちらのほうが採択はしやすいだろうというふうなことで、採択の見込みが、こちらのほうが強いというふうなことで、産地パワーアップ事業で協議をいたしまして、5月には産地パワーアップ事業で内報がついたというようなことで、こちらの事業で組み替えをしているというようなことでございます。中身につきましては、国庫補助事業の2分の1はそのまま変わらないというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

はい、わかりました。

ちょっと後戻りしますけれども、新年度予算のときには内示というか、そういったのは認められていなくて、強い農業づくり納付金でミカン選果場をつくりたい、太良と鹿島は統合したいというような思いで新年度予算に上げられたということによろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

新年度予算のときは強い農業づくり交付金事業で採択を受けたいということで、県のほうと相談しまして、こちらのほうで申請をしていったところでございます。ただ、その時点でもT P P関連の事業が出てきたら、その事業でも採択されやすい事業が出てきたら、そちらのほうでも乗り移ることができるということで、県のほうの指導もございましたので、一応

強い農業づくり交付金のところで申請をして、もしも難しい状況であったら事業名を変えるということで、そういうお話の中で進めていたところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

はい、わかりました。この事業を活用して、今以上に鹿島市のミカン産地が盛り上がると思いますか、しっかり皆さんが経営されているということをお願いしてというか、期待して、しっかりこの事業も——この事業が変わることによって、多分職員も事務の手続が大変かなと思いますけれども、その辺、ミカン産地づくりのためにぜひお願いしたいと思っております。

最後の1点です。ちょっと所掌の総務のことで質問なんですけれども、申しわけありませんけれども、38ページ、今回新規でふるさと創生寄附金ということで、9番目、ジェイエイビバレッジ佐賀さんのほうから、かたらいに自動販売機を設置して、その運用に関する寄附ということで、今回289千円ということであります。細かいことではありますが、これはジュースが何本ぐらい売れての289千円なのか、わかれば教えてください。

○議長（松尾勝利君）

答弁できますか。橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

平成26年10月から、かたらいのほうに3階に2台、4階に1台、自動販売機を置いていただいて寄附金という形をとっておりますけれども、それが27年度3月までの1年半ぐらいの間に大体月約700本ぐらいで、18月ということで、その売り上げの2割を寄附ということでいただいております。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

ありがとうございます。済みません、ちょっと細かいことを聞いてですね。

こういった寄附といいますか、地域貢献型の自動販売機というのは、まちを歩いていてもよその市町でもよく目にすることがあります。サッカーに対しての寄附だとか、その市町に対する寄附とか、よく目にするところがありますけれども、こういった形は非常にふるさと納税じゃありませんけれども、そういった同じような感じでいい——もちろんビバレッジさんの売り上げからということがありますけれども、市にとってというのは非常にいい事業かなと思っております。

こういった自動販売機ですね、ふやす計画とか、庁舎内に置くとか、そういった計画はあ

るのかないのか、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

現在、庁舎とその周辺に自動販売機を設置しておりますけれども、既にいろんな業者の方が入っておられますので、新たにまたそういった災害のための自動販売機を設置するというのは今のところ考えていないところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

先ほども言いましたけれども、いい事業ということで理解していただき、今度9月からオープンします隣の新世紀センターですか、そこに置くのもいいのかなという思いがありますので、今回こういったビバレッジさんからの思いもあったりしますので、検討していただければと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ちょっと2点ほど質問させていただきます。

今回の補正は48,000千円ぐらいの補正やったですかね。そのほとんどがさかのスイッチ交付機というものが入っていて、地域の活性化には役に立つなという気がしております。私がちょっと質問をさせていただきたいのは、これも一つは私たちの総務のほうの委員会で御説明を受けたわけですけど、この議会等をテレビ等で見られている方は、知っておいていただいたほうがいいかなと思い質問という形にさせていただきます。

この説明資料の41ページの9番目、災害対策費、総務課の分ですけど、私たちの委員会のところで説明をいただいた分、補正額の19,000千円ぐらい、非常に金額としては大きいと思うんですよ、補正で。その中は、さまざまな内訳があって、こちらの市の職員の方を派遣をしている、ある程度長期にわたってですよ。それとか、いろんな災害用の備蓄品とか、そういうふうなのを送ったりとか、いろんなのがあるわけですけど、きょうのこの議会の放送を見られている方に、もう少しどういうふうなことを支援として行っているのか、隣の町で、隣の県で、熊本というところであったときに、そこのあたり皆さん関心もあると思いますので。ただ、この概要説明書には金額と幾つかのことしか書いていないので、もう少し詳しく

報告をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

支援といいますか、災害対策費全体でお答えしたいと思います。

まず、職員手当ということで3,200千円計上しております。これは4月14日からの職員の災害対策連絡室から始まった災害超勤に係る費用でございます。

それから、また被災地に派遣した職員が勤務時間外、夕方から夜までの超勤時間もこれに含まれております。これが約2,000千円ほどございます。

それと、旅費ですけれども、これも災害派遣職員の旅費ということで、が1日当たり2,200円の20名の8日間。

それと宿泊費、食事代が2,200円の20名の7日間、合わせて660千円を計上しております。

消耗品ですけれども、消耗品につきましては、災害派遣職員の装備品としまして、手袋とか寝袋、それから作業着、長靴等を準備して派遣しておりますので、そういった費用が約200千円。

それから、熊本からの被災者の受け入れ対応ということで、生活物資、被災者の方が生活するに当たっての物資、生活必需品として50千円を計上しております。

それから、熊本に対して支援物資を送っております。飲料水とアルミマットをうちの市の備蓄品から送っておりますので、その分の補充ということで、飲料水とアルミマットの補充代としまして約800千円計上しております。

それと、災害派遣の車両燃料代、ガソリン代を100千円ほど計上しております。

それから、役務費でクリーニング代等で、熊本地震に係る被災者用の毛布のクリーニング代ということで90千円。

それから、被災者の方、熊本から被災された方の子供さんとかの予防接種委託料、こちらのほうで予防接種をした場合の委託料ということで10名程度接種した場合の費用ということで100千円計上しております。

それから、災害派遣に伴って庁用車を十分に活用できない場合がありますので、その車両レンタル用として1日5千円でレンタルを借り受けることになっておりますので、その費用。

それから、災害派遣に伴う熊本でのホテルの借り上げ料、これを合わせて2,100千円ほど。

それから、避難者に対する生活支援ということで、避難者生活支援金1世帯1人70千円を基本に、1人ふえるたびに30千円を加算した金額で20世帯を予定しております。それが9,600千円、3カ月分ということで9,600千円計上しております。

これの合計が19,000千円になっております。それと合わせて5,000千円の義援金というこ

とで、約25,000千円が今回の熊本地震に対する支援といえますか、災害対策費で計上している金額でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

詳しく御説明をいただきましてありがとうございます。今の説明を聞かれて、あ、こういうふうなのに充てているんだなというのがわかったらと思います。

そういう中で、今、数項目を読み上げていただきましたけど、ちょっとこう気になるところで、災害派遣のときに、この車両レンタルというのが1日5千円ということで、80日間400千円というのが出ているわけですけど、これは車両というのは災害派遣のとき限定されるんですか。こういうふうな車種じゃなければならぬと、こちらのほうから持っていったりとか、そういうことはできないんですか。ちょっと私も勉強不足でわかりませんが、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

本来は、鹿島市にある庁用車を利用して災害派遣に向かうのが本来だと思っております。その派遣した職員の話によれば小型車が一番よかったということでありますので、今の庁用車であれば軽自動車がほとんどですので、そういった軽自動車で災害派遣地に向かうのが本来の姿だと思っておりますが、今、庁用車の運行状況を見てみますと、インターネットで既に予約をずっと何カ月か先までしているような状態ですので、1週間そのまま丸々借りることが、今の現状でなかなかできなかったもので、車のレンタルの会社のほうで、通常は5千円とか、安くて借り受けるということとはできないんですけれども、そういった災害派遣で安く5千円で貸してくださるということで、そちらのほうを利用しているというような状態でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

はい、わかりました。1日5千円というのは、通常のレンタル料に比べたらちょっと安いという気はしておりました。そういうふうな理由だということだったらわかります。

ただ、今後いつそういうふうな災害等、どこで発生するかわからない、そういうふうな今

環境下でありますので、そういうふうなものも、ふだん使わなくても、鹿島市としては準備をしておく必要が今後あるんじゃないかなという気がします。そんな気がしておりますので、また御検討いただければと思います。

あと1点、派遣職員、私たちの委員会で御説明を受けたときには、5月2日から1週間単位でずうっと2名、2名、1名、1名、1名とか、6月6日までは聞いておりますが、もう今は6月の中旬になりました。これはまだ、もちろん向こうの現地が大変だということだったら派遣は必要だろうと思いますが、どういうふうにこの先考えていらっしゃるのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

これは佐賀県が主体となって、佐賀県の要請に基づいて各市町で派遣できる職員を提供するということになっておりまして、直前にならないと鹿島市が何名派遣できるかというのはですね、まずあらかじめ「来週、何名派遣できるか」というような問い合わせがあって、実際、二、三日前にならないと、その1名が本当に派遣をお願いしますというような形になるのか、ほとんど直前にならないとわからないというような状態でございます。

できるだけ、そういった県の派遣要請にはお応えするというので、うちのほうは今まで派遣してきているような状態です。実際、あしたからも1名、それから来週の月曜日からもまた1名というような派遣を予定しております。今後はまた長期の派遣要請が来るかと思っておりますけれども、それについてはうちの業務の状態を勘案しながら考えていかなければならないと思っております。しかしながら、できるだけ支援をしていく方向では考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今おっしゃられたとおりに、できるだけ御支援できる分は鹿島市として、してあげていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

あと1点です。次の番号の、私もちょっとこれはよくわからないんですけども、教育総務課、新規に上がっています。「外部専門機関と連携した」英語指導力向上事業ということで、補正が202千円上がっているわけですね。これは、もともとを見ると、教育委託費というところに補正前が300千円で今回200千円の補正ということで計500千円というふうになっていると思います。で、これは県からなんですね。金額がこの金額だからどうこうというわけじゃないんですけど、よくわからないんですけど、この補正額でどんなことをやるんです

か。英語の指導力向上って、これは先生方が勉強するんですか。よくわからないので、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

それでは、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業について御説明をいたします。

もともとは、この事業につきましては、国が平成26年度から5年間程度をかけて教員の指導力を図るといった目的で行われる事業でございます。国はそういった事業になっておりますが、同時に県のほうが教職員の、特に指導力の研修ということでは力を入れるというようなことでございます。

それで、佐賀県におかれては、佐賀大学を初めとする外部専門機関と連携した効果的な研修を通して、英語教育に携わる者の英語によるコミュニケーション能力及び英語の指導力向上を図るといった事業ということで捉えておられます。

今回、鹿島市が県の調査研究委託事業を受けまして、本年度この県内における研修協力校というのを県の教育委員会が指定をされておりますが、その中の一つに西部中学校を指定されておられます。西部中学校の英語教員のほう、お一人ですけれども、英語教育推進リーダーというようなことで指名をされておられます。この英語教育推進リーダーという方は、主に中央のほうに研修に行かれて、そこでの研修結果を、特にこちらの鹿島の地区において小・中学校の教員に公開授業とか、授業研究会などを通して指導力の研究を実施するといったことになっております。ですから、先ほど伊東議員の質問からいくと、これはあくまで教員の指導力を向上させるという事業になるということでございます。

それで、金額的には確かに事業全体として202千円を計上しておりますが、この内訳は主に、今回外部専門機関と連携ということですので、校内研修あたりに佐賀大学のほうから先生をお呼びしたいと考えております。その謝金とか、あとは旅費、あと参考図書等の経費というふうになっております。ちなみに中央の研修のほうに英語教育推進リーダーという方が行かれるんですけれども、その経費については国、県の予算ということですので、私たちのほうでは負担をしなくていいということになっているということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

御説明ありがとうございました。

それでは、教育長にお伺いをいたします。

今、教育次長のほうから説明がありましたが、その中で英語教育推進リーダーという方が

1人、そして、この研究の指定校が西部中学校というふうなことで、西部中学校の先生が1人そういうふうになるんでしょう。それで研修に行かれたり、それとか、先ほどの答弁の中で公開授業ということをやっていくというふうにお聞きをいたしました。そこには教育委員会ももちろん出席されますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

指導力研修の校内研修については、私どももぜひその模様を見て、今後の英語教育の推進のほうで図りたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

私は教育長にお伺いをしたんです。教育長、教えてください。この研修セミナー等どういうふうに期待をされているのか、まずお答えいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

先ほどこの事業につきまして、染川次長のほうから説明がございましたけれども、まず1つ目が、推進リーダーの先生が中央のほうへ行かれて、大体5日間の研修を受けてこられます。恐らく英語ばかりしゃべるような研修じゃないかなというふうに想定をしているわけなんですけれども、まず、そこで自分自身の力を高めていただくというのが大きな目的でございます。大体主に1年の間に2回、中央のほうに行かれて力を高めてこられる。そして、その後、研修協力校というふうに西部中学校はなっておりますので、西部中学校において公開授業、恐らく広い範囲で公開授業をしていただいて、中学校の先生が見に来ていただいて授業研究会を行うと。それから、その折には大学の先生にも来ていただいて、その事業あり方等について指導、助言をいただくと。そして、英語の先生方の力量を高めるということになりますから、やはりこれは重要な事業だというふうに考えております。

こういった指定がある際には、やはりある程度大きい学校のほうが指定を受けやすいといましようか、妥当な状況なんですね。例えば、1人しかいない2人しかいないというような学校では、なかなかその指導力は広まらないというふうに考えておりますので、西部中学校に話があったときには大変うれしく思いました。それで、ぜひさせてくださいということで学校のほうと相談をしながら、これを引き受けた次第であります。ですから、この事業を

通して、まずはこの藤津管内といたしましょうか、もっと大きく佐賀県内の英語の先生の力量が高まるということを期待しております。

それから、補足ですけれども、これは小学校とか高校の先生も対象になっております。小学校は小学校を対象に、高校は高校を対象に推進リーダーというのが位置づけられておまして、小、中、高と全体で英語力を高めていこうという事業になっております。

そういったことで、鹿島市としては鹿島市の先生方の英語力をしっかり高めていただきたい。そして、ひいては子供たちの英語力を高めていただければというふうに大いに期待をしているところであります。

ですから、別にこの英語だけに限らず、市内で公開授業とか研究会をやっておりますけれども、そういった折には市の教育委員会といたしましても、参加をさせていただいて、いろんな助言できる場所があればいたしますし、応援できる場所があれば応援をしていくというふうな体制をとっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

詳しくありがとうございました。今、教育長みずからお答えをいただきましてよくわかりました。で、期待が持てる場所だろうと思います。この鹿島の市議会でも、ここ数回、教育問題等を取り上げる議員もふえてまいりました。そういう中で、こういうふうな公開授業とかあるときには、もちろん教員の方だけではなくて、PTAとか一般の方、そして、もちろん教育委員会、こういうふうなのが皆さんが参加をすることが必要じゃないかなと、そこで議論をするべきではないかなという気がしております。どうぞ議会にも御案内をください。出向きたいと思っておりますので。よろしいでしょうか。

それでは、どういうふうに成果が出てくるのか、また先が楽しみになってきましたので、またそのときには質問という形をとらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第52号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第15. 議案第52号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議についてであります。

当局の説明を求めます。土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

それでは、議案第52号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について御説明いたします。

議案書は33ページ、議案説明資料は43ページからになります。

地方自治法第286条第1項の規定により、杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金を処分できるようにするため、杵藤地区広域市町村圏組合規約を議案書の34ページの別紙のとおり変更することを協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由といたしまして、杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金に属する財産を処分するに当たり、杵藤地区広域市町村圏組合規約を変更する必要がありますので、この案を提出するものでございます。

別冊の議案説明資料の44ページをお開きください。

まず、杵藤地区広域市町村圏組合について御説明をいたします。

杵藤地区広域市町村圏組合は、地方公共団体の事務の一部を共同処理するために設けられた一部事務組合で、事務所は武雄市の武雄市役所の隣にあります。

組合の組織は、鹿島市を初め、武雄市、嬉野市など杵藤地区にある7つの地方公共団体により構成をされています。共同処理をしている事務は、ふるさと市町村圏計画の策定及び管理並びに連絡調整など9つの業務になります。

次に、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条第1項で、関係地方公共団体の協議を要し、その協議については同第290条で議会の議決を経る必要があると規定をされています。

今回は杵藤地区広域市町村圏組合が、今後見込まれる大型事業等の財源について、構成団体に新たに多額の負担金を求めるのではなく、組合が保有するふるさと市町村圏基金をその

財源として充てることができるように、組合格約第14条を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

参考資料として地方自治法の抜粋を下のほうに掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

45ページをお願いします。

ふるさと市町村圏基金について少し説明をいたします。

ふるさと市町村圏基金は、ふるさと市町村圏の振興整備のための事業に資するために設置をされたものです。平成2年から3年に当時の構成市町、2市10町が均等割15%、人口割85%により合計9億円、これに加えて佐賀県の補助金が1億円で基金総額10億円の基金として造成をされました。

これまで、この基金の運用により生じる利子分については、構成市町の住民団体人材育成事業補助金や高齢者健康づくり等推進交付金として活用されてきており、元本の10億円については、現在まで取り崩しをされていません。

表にありますように、鹿島市は154,440千円を出資しています。この出資の際には地域総合整備事業債のふるさと市町村圏出資債を発行して、広域圏の基金への出資をいたしております。

説明資料の43ページをお願いいたします。規約の新旧対照表になります。

内容につきましては、同組合格約第14条の基金に属する財産の処分の制限についての条文中、「ただし、組合の議会において議決を得たときは、この限りでない。」というただし書きを追加する内容となっておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

この杵藤地区の基金につきましては、私も民間のころにフォーラム12というのを杵藤地区でつくっていたときにいろいろお世話になったことがありましたので、思い出がございましたので質問いたしますけれども、この条文の変更を見ていると、今までは10億円を切り崩したらだめよ、使ったらだめよということから、議会の議決があれば使っていいということになっていますけれども、ということは、今、杵藤地区の広域圏で何かそういう要望というか需要があるということで捉えていいですか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

先ほど、今後見込まれる大型事業等の財源について、構成団体に新たに多額の負担を求め
るのではなくということで、その財源として充てることができるようにということで変更を
お願いするというので申し上げまして、その内容といいますのが、具体的には杵藤地区の
クリーンセンター、ここが平成27年をもってごみ処理業務を終了いたします。その後のごみ
焼却処理等、これを予定では平成28年度に解体工事の実施設計を行い、平成29年度に解体工
事の施工が予定をされております。この解体費用の財源として、市町に新たに負担金を求め
るのではなくて、この基金を充てたいということでの杵藤地区広域市町村圏組合からの提案
でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そういうことでありましたら、この基金を使うというのは仕方がないなという気はいたし
ますけれども、その解体工事だけですか。例えば、更地になって後の整備というものも出て
くると思うんですよ。だから、あそこにどういうのが整備されるのかというは私は聞いてい
ないからわかりませんが、そこまでの費用を含むということでいいんですか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

今回、予定といいますか、基金を取り崩して充てたいというのは、この解体工事のための
費用だけということで当面は考えてあるようです。その後、当然クリーンセンター跡地は、
当分の間は管理運営をしなければならないということになっております。その費用は、広域
市町村圏組合の負担金がありますので、そちらのほうで対応するというので、今回はこの
解体工事のための財源に充てたいということでの依頼となっております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

解体工事でどれくらいの費用がかかるかというのは私も想像つきませんが、10億円
で足りるということによろしいんですね、そんなにかからんと思いますけど。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

杵藤広域圏のほうで試算されております額で言うと約3億円、実施設計と解体工事費で約

3億円という試算をされております。これはあくまでも現状での試算でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

これで最後にいたしますけど、じゃ、あと7億円ぐらい残るわけですけども、その7億円については、また基金としてそのまま積み立てておくということの捉え方でよろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

はい、そのとおりです。7億円についてはそのまま基金に残して、当面、先ほど言いました利子運用ですね、これで住民団体人材育成事業補助金とか、高齢者健康づくり等推進交付金、これは29年までは行いたいということで、30年になった時点で利子そのものも大分少なくなっておりますので、その時点でまた検討するというところで検討をされているようです。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

日程第16 請願上程

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第16. 請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会において受理をしました請願1件であります。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、

2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願は、会議規則第128条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明16日は休会とし、17日は文教厚生産業委員会を開催、18日、19日は休会とし、次の会議は6月20日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時51分 散会